

令和6年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	令和6年 6月12日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和6年 6月13日 午前10時00分
	延 会	令和6年 6月13日 午後 2時56分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12		
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 浩 之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	教育長	滝川 敦善
副町長	石塚 徹	教委管理課長	諸井 公
総務課長	布施 英治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	三浦 克宏	教委生涯 学習課長	車塚 洋
危機対策室長	四戸岸 毅		
税務課長	鈴木 康史	監査委員	黒田 庄司
町民課長	渡部 貴志	監査事務局長	川越 一寿
保健福祉課長	早川 知記	農委事務局長	江上 圭
環境林務課長	真里谷 隆		
水産農政課長	高橋 政一		
観光商工課長	田崎 清克		
建設課長	堀部 誠		
病院事務長	星川 雅美		
水道課長	高瀬 順一		
会計管理者	塚田 敦子		

1. 会議録署名議員

4 番	金子 勇		
5 番	音喜多 政東		

1. 会 期

6月12日から 6月14日までの3日間 (休会日なし)

厚岸町議会第2回定例会議事日程

(6.6.13)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		一般質問
第3	議案第46号	新たに生じた土地の確認について
	議案第47号	町の区域の変更について
第4	議案第48号	辺地に係る総合整備計画の策定について
第5	議案第49号	財産の取得について
第6	議案第50号	工事請負契約の締結について
第7	議案第51号	工事請負契約の締結について
第8	議案第52号	工事請負契約の締結について
第9	議案第53号	工事請負契約の締結について
第10	議案第54号	町条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第44号	令和6年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第45号	令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
第12	意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
第13		各委員会閉会中の継続調査申出書
第14		議員の派遣について

厚岸町議会 第2回定例会

令和6年6月13日
午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、4番、金子議員、5番、音喜多議員を指名いたします。

- 議長（大野議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに、10番、堀議員の一般質問を行います。
10番、堀議員。

- 堀議員 私は本定例会に際し、二つのことについて質問をいたします。
まず、大きな1点目は防災対策についてであります。
（1）として、本年1月1日に発生した能登半島地震では、最大震度7を記録し、住民の重要なインフラ施設である道路、上下水道、電力供給施設に重大な被害が生じ、地震発生直後はもとより、その復旧にも多くの時間と労力が追加されることとなりました。
このうち、上下水道の浄水場や終末処理場の被害では、耐震構造であるにもかかわらず、屋内配管や機器等の被害を免れることができず、復旧の大きな妨げとなったことであります。
一方、石川県内で震度6強を記録したある市の総合病院では、本館建屋が免震構造であったことから、被害を一切受けることなく、発災直後から医療を止めることなく患者の受け入れがなされ、改めて耐震構造施設の限界と免震・制震施設の重要性が認識されたところであります。
今後30年以内に、海溝型巨大地震の発生確率が高まっている当町においても、重要なインフラ施設の免震・制震化を進めていくべきと考え、次のことを質問するところであります。
現在の町有施設の耐震化率と、免震・制震化された施設はあるのかどうかをお聞きします。
次に、町のインフラ施設のうち、重大な施設はできるだけ早期に免震・制震化を図るべきと考えるがどうかについてもお伺いいたします。

大きな2点目は、国定公園についてであります。

(1)として、厚岸霧多布昆布森国定公園のうち別寒辺牛湿原は高層湿原の特別保護地区をはじめ、第1種から第3種特別地域があり、私たちがしっかりと未来へとその環境を守り伝えていかなければならない場所であります。湿原の環境に影響を与えているのは湿原内だけでなく、その周辺もしっかりと保全されていくべきだと考え、次のことを質問します。

アとしては、国、道、町では、特別地区及びその周辺の環境維持のため、どのような取組をしていくのかをお伺いします。

イといたしまして、湿原に携わり、湿原を守っていく人材の確保と育成が重要と考えるのがどうかについてもお伺いします。

(2)番は、自然公園法第1条で「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする」とあるように、町民はもとより国民が訪れやすい環境を整えていくことが重要と考え、次のことを質問いたします。

アといたしまして、湿原を訪れる人のための駐車場の整備や、湿原内を散策する木道の整備をする必要があると考えるのがどうかについてお伺いをいたします。

以上でございます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

10番、堀議員のご質問にお答えいたします。

1点目の防災対策についてのうち、(1)、アの「町有施設の耐震化率と免震・制震化された施設はあるのか」についてであります。町有施設の耐震化率は、令和6年3月時点で359の町有建築物のうち、254の建築物が耐震化されており、耐震化率は70.8%となっております。

また、現在、免震・制震化された町有建築物はありません。

次に、イの「町のインフラ施設のうち重大な施設は、できるだけ早期に免震・制震化を図るべきと考えるがどうか」についてであります。町のインフラ施設は、町民の生命や生活に直接関わるものが多く、整備した施設は長期にわたり維持していかなければなりません。

既に策定している各個別の施設計画との整合性を図りながら、役割や機能、特性に合わせた補修、更新の実施時期や最適な方法を検討し、優先順位を考慮しながら適正な維持管理に努めております。

また、令和6年3月に改定した厚岸町耐震改修促進計画では、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を、より一層計画的に推進していくとしており、地震防災上、重要な施設として厚岸町地域防災計画で定めている、町立厚岸病院を含む49の施設のうち、旧耐震基準で建築され、耐震化を完了していない残りの12施設は、できる限り耐震化に努めることとしております。

ご指摘の重大な施設への免震または制震改修については、建物と基礎の間をゴムで浮

き上がらせて、建物に揺れを伝えないようにする免震改修や、揺れを吸収する装置を建物に取り付ける制震改修があり、建築物との構造によっては地震等による揺れの被害を一定程度抑えることが可能とされている一方で、津波による津波加重で破断される可能性があるため、当町では津波水深域にある重要な建築物については、現在、免震または制震改修を行うことは考えておりません。

なお、津波浸水域以外の重大な施設の免震・制震改修については、今後において、改修の必要性の有無を含めて検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の国定公園についてのうち、(1)、アの「国道、町道では特別地区及びその周辺の環境維持のため、どのような取組をしていく考えか」についてありますが、自然公園法第3条第1項において、「国、地方公共団体等は、優れた自然の風景地の保護とその適正利用が図れるように、それぞれの立場において努めるとともに、相互連携を図りながら協力するように努めなければならない」と定めており、また同条第2項において、「国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、または生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に需要であることに鑑み、自然公園における生態系の多様性の確保、その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする」と国等の責務を指定しております。

このことから、国は、国定公園の指定や解除、区域の変更及び国定公園の保護または利用のための規制または事業に関わる計画である公園計画の決定を行うほか、公園計画に基づく施設整備を行う際に活用する自然環境整備交付金の交付を行うものとされております。

また、道は公園計画に基づいて施設整備を行う公園事業を執行する国定公園の管理、使用に関する許認可等を行い、町は道と協議の上、公園事業の一部を執行するほか、国定公園の利活用した事業の実施、周知活動等を行っております。

なお、町では、これまで環境保全林や水源涵養林の取得のほか、町民の森植樹祭による植栽等を実施しており、今後も周辺環境等の維持保全に取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、民間団体においても、タンチョウの生息する湿原を保全するための土地取得を行っております。

次に、イの「湿原に携わり、質源を守っていく人材の確保と育成が重要と考えるが」についてであります。湿原は野生生物の重要な生息地であるとともに、人間にとっても保水・浄化機能、洪水調整機能、地域の気候緩和機能等の重要な機能を持ち、将来にわたって保全すべき貴重な財産です。

国定公園内の湿原を含めた鳥獣保護区には国指定の鳥獣保護区管理委員を設置しており、厚岸・別寒辺牛湿原では、3名が選定され、密猟の防止等のための巡回、利用者の指導、鳥獣の生息状況を調査のほか、国指定鳥獣保護区の管理に関し、環境省地方環境事務所長が指示する事項を行っております。

また、町では、平成7年の水鳥観察館の開館以来、1名の専門員を配置してきましたが、昨年10月からは環境保全を含めた鳥類専門員である地域おこし協力隊員1名を採用し、2名の専門員を配置しております。

さらには、小学4年生以上対象に、湿原を中心に自然と触れ合い、自然に学び、自然

を守り育て、多くの人々にこの自然の豊かさを伝え、次世代に引き継いでいくことを目的とする「厚岸湖・別寒辺牛湿原やちっこクラブ」があり、この活動を通して人材を育成していきたいと考えております。

次に、(2)のアの「湿原を訪れる人のための駐車場整備や、湿原内を散策する木道の整備をする必要があると考えるが」についてありますが、水鳥をはじめとする動植物と湿地の保全や湿原の利用について理解が深められるよう、平成7年に厚岸水鳥観察館を開設し、以来多くの人々が利用しており、カヌーの出発点、中間点、終点である水鳥観察館に合わせて、約100台の駐車場を整備しております。

また、令和5年3月に策定した「厚岸町観光振興計画」において「地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの推進」として、別寒辺牛湿原や川を観察する散策路等の整備を検討することとしております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 それでは、1点目の防災対策についてから進めていきたいと思っております。

皆さん方のほうにお配りしております、耐震、免震、制震のメリットという施設、資料をお配りさせていただいたのですけれども、初め、これを見て、大体耐震と免震と制震というのは皆さんも分かるだろうし、ここはメリットを書いているのですけれども、ここに書いていないものが逆にいうとデメリットなのだよぐらいで説明をしようかなとも思ったのですけれども、動画の配信もされておりますし、また、今日は子どもたちも見えられているといった中では、より分かりやすく、もう少し分かりやすい説明というものもあってもいいのかなと思って質問をさせていただきます。

まず、耐震というものがどういうものなのかといったもの、耐震施設がどういうものなのかというものを確認するのですけれども、耐震というのは建物を強くする構造のものだよと。建物を強くすることで地震の揺れに耐えようとする構造だというもので、一般には、最も今現在では一般的な構造であって、一戸建ての住宅やマンション、オフィスビルや学校なども、これら耐震構造の施設で建てられているというものだと思います。

免震というものはそれでは何なのかといったときには、これは今度、建物と地面を切り離れた構造の建物だということらしいです。地震の揺れが建物より直に伝わりにくくする、建物と地盤を切り離れた構造のものだということ、もちろん建物が宙に浮いているわけではなくて、建物と基礎の間に特殊な免震装置を設けることで、地震の力を受け流して建物の揺れを少なくする構造のものだということらしいです。この受け流す施設というのは、装置というのは、揺れを吸収するダンパーや建物を支えるゴム状のアイソレーターというものを構成されているものなどがあるようでございます。

この免震の大きな特徴といたしましては、耐震や制震と比較して、大きな地震が発生しても、建物は揺れにくいことがあるということらしいです。免震装置が地震の揺れを吸収してくれるために、建物本体の倒壊というものも防いでくれるというものらしいです。

続いて、制震です。制震については、ダンパーなどを使って振動を吸収する構造だということとなっております。建物の中で地震の揺れを吸収する構造のものが制震構造と言われているものであります。高層ビルやタワーマンションなどの高い建築物は、上に行くほど揺れが大きくなるものですから、これらのダンパーを使った中で揺れを吸収するというものが、昨今の高層マンションなどでも取り入れられているようであります。

そういった中で、いろいろと各構造のメリットなども言わせていただいたのですが、では、耐震構造、厚岸町の359施設のうち耐震化率というのは70.8%。私、てっきり100%というものなのかなと思ったのだけれども、そうではないのですね。359のうち254の建築物が耐震化されておいて、なおかつ12の施設については、今後耐震化を進めていくというような話というものらしいです。

といったときに、残りの施設、耐震化計画もない残りの施設というのは、従来どおりのもののままで今後も耐震化というものをすることもなくやっていくのか。これについては、まずどのようにお考えなのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず、耐震基準ということでございますが、旧耐震基準、昭和56年以前に建築された建物ということでございます。この基準でございますが、10年に一度に発生します、震度5強程度の揺れに対して、家屋が倒壊、崩壊しないという基準でございます。それ以降の57年以降につきましては、昭和53年に起こりました宮城県沖地震で、建物の崩壊やブロック塀の損壊によりまして、大きな被害が見られたことから、昭和56年6月1日から耐震基準が新しくなり、耐震基準と呼ばれて、現在も使われているところでございます。

また、主な基準としましては、震度5程度の地震では、建物に損傷しないレベルの耐震性で、震度6強から7程度の揺れで、建物が倒壊、崩壊しないことを基準としております。

町の施設でございますが、耐震化していないという建築物につきましては、昭和56年以前に建築されたものでございまして、町としましては、目的、使用によって長期的に必要であれば改修していくというような検討もしていくような形で考えているところでございますが、まずは重要な施設であります12施設について、56年以前に建っている建築物でございますので、耐震診断を行った上で、耐震化を進める検討をしていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 56年の耐震基準の見直しによって、それ以前に建てられた建物については、新しい耐震基準には満たさないから今後改修が必要だと。12施設はそうだけれども、残りの施設というのはあまり利用もされていないから、震度6とかで仮に壊れてしまっても、そのときはしょうがないのかなぐらいの認識でいなければならぬのかなと逆に思

ってしまうのですけれども。例えば、昭和56年以前に建てられたもので、耐震化の工事をしたとえば、厚岸中学校、また、たしか浄水場なども耐震化の工事をやったのかなというふうに思っているのですけれども。そういう人が多く使う、どうしても今回壊れたら困る浄水場なども、新しく耐震基準に見合うような改修というものをされた中で、どうなのでしょう、壊れてもいい施設というものが、例えば、町では一般住宅にどんどん耐震改修しなさいよ、耐震基準に合っているかどうかの耐震診断をしてくださいよと言っている中において、町においても、まだまだ100施設ほどのものというものは、全然今後も改修する予定もなくいいのだというようなことの中でのいると理解してよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この建築物、359という建築物でございますが、この建築物という定義でございますが、建築基準法上、土地に定着する工作物のうち、屋根もしくは柱もしくは壁を有するものとされております。今回その359というのは、そういう施設の中に、例えば、屋根とかあるので、愛冠岬のバンガローとか、それから望洋台のトイレとか、そういった、あと便所とかトイレとか、そういったところも含めていところでございますので、そういう通常、普段から多数利用する、多数利用はするのですけれども、そこに随時ないという状況の施設も含まれていますので、それにつきましては、今後、新基準に満たしていないということでございますが、それらについても、今後、検討までは行かないのかなという、検討までは、すいません、答弁でございます。検討してまいりたいというふうに思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 検討するは、なかなか進まないという代名詞でもあるかなとは思っているのですけれども。ただ、常時使っていない、例えばバンガローとか何かでも、やはり人が寝泊まりするような施設でもある。それを耐震基準を満たすのであれば、バンガローとはもう言えないような施設に確かになるというのは分かります。そういった中では、それらについて耐震改修をすれとは私も言いません。ただ、この施設は震度6以上の地震のときには倒壊することもあり得るよくらいのもは、利用者のほうにも周知をしておかなければ、地震が起きたときにばっと外に逃げるとかということもしないことにもなるので、やはりそういう明示というものはしていくべきではないのかなと思います。例えば、展望台とかについても、この下だから大丈夫なのだよ、コンクリートでつくられているから大丈夫なのだよといって下に逃げ込んだら、震度6以上の受震でもって、がらがらと崩れてしまったということだって、当然考えられるわけですから、やはり耐震基準を満たさないのであれば、満たさないなりに表示というものをしっかりと町民や利用者に分かるようにしていくように検討してもらいたいなというふうに思います。

それで、耐震の構造をこれから進めていくという中で、12施設というものが、今現在

もそうすると耐震化の計画というものはもう出来上がっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

12施設の計画でございますが、今のところ何年にここをやるとかという計画はしてございません。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 30年以内にマグニチュード7以上、8クラスの地震が、海溝型の地震が起きる可能性のある当地域において、少なくとも町有施設のうちの残りの12施設というものは、しっかりと早期に計画を立てるべきだというふうに思います。そういうものもしっかりと町民にも示していくべきだというふうに思うのですけれども、これらの耐震改修の時期というものは、今現在は財源的な問題もあるから、いつというものは言えないのでしょうかけれども、やはりしっかりと進めてほしいなというふうに思います。

その上で、耐震と制震と免震といった中で質問をさせていただいたわけなのですが、耐震というのは、箱自体が頑丈につくられるわけですよ。せっかくですからお聞きしますけれども、真龍小学校というのは、当然新しい耐震基準の建物であるというふうに思うのですけれども、免震や制震構造というものにはなっていないというふうになっております。

再度の質問になりますけれども、それで間違いないのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、真龍小学校、建物自体は頑丈で残っても、例えば、棚、壁についている棚や何か、また図書室の本、本棚や本とかでも、やはり地震のときに大きな揺れというものがかかったときに倒れる恐れがある。当然、倒れる恐れのあるものは補強、補強工事というものをされているし、たしか図書室の本も落ちづらくなっているような記憶は私もあるのですけれども、間違いだったらすみません。そういうようなことであるのですけれども、ただ、教室にある、例えば机や椅子というものは、当然固定されているものではない。震度5、6、ましてや7といった地震のときには、もう教室内で、建物は残っても、教室内の机や椅子というものは、もう縦横に動き回って、大変の危険な状態にもなるものなのかなというふうに思います。

実は、厚岸町というのは、震度6以上の地震というのは、多分、いまだかつてないのではないのかなと思います。十勝沖地震や釧路沖地震、また東方沖地震などを見ても、

恐らく震度5弱とか震度5強といったものの中で、震度6以上の地震というものは、いまだかつて、私、56で、生まれて50年といった中では体験をしていないだけなのかもしれません。過去に遡れば、当然もっと大きな地震というものもあったのかもしれませんが、今想定されているのは、当然、震度7、6、6強、6弱といったもんが来たときにどうなのだという事ですよね。耐震基準、耐震基準と言うけれども、1回目の答弁にもありましたけれども、震度7の地震が来ても倒壊する恐れがないということなのですよね。倒壊する恐れがないというだけで、基礎や柱、また梁などによって損傷を受ける可能性というのは当然あるわけなのです。

耐震の施設というのは、1回はそれで持つかもしれないけれども、さらに2回、3回とですね、6以上の地震が来たときに、そのときにはもう構造的にも、その弱いところ、弱いところに力が行くようになって、より倒壊というものの恐れが高まるというようなものだというふうに思います。

そういった中では、いくら耐震基準だからといって、もう安心してはいられないんだよと。6以上の地震があったときには、その施設というのは、もう再度の総点検をした中で安全性というものを再度確認をしてなければならない。

東日本大震災のときには、3月11日に震度7があった後、1か月ほどたった後に震度6強かな、余震と思われる大きな地震もあったわけなので、やはり大きな地震の後には同じような同程度の地震というものが来ることも想定される中では、耐震化だけにただ頼るというものもどうかなというふうに、私は思うのです。

免震や制震といったものは、確か整備するにはコストというものがかかります。免震や制震といっても、それでは壁を薄くしてもいいのかとか、基礎を少なくしてもいいのかとかという話ではなくて、免震や制震というのは、同じ耐震構造の上に免震施設や制震施設というものを設けるといった中で、余分にコストや時間がかかるというようなものだというふうに思います。

ただ、それにしても7くらいの地震が想定されるようなときに、やはり耐震だけでは足りない、心元ないなというものは、やはり思っておかなければならないし、思うのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

確かに免震、制震につきましては、耐震よりは揺れに対する吸収なり、あと地震の揺れに、建物に直接与えないという構造でございます。町長の答弁でもありましたとおり、津波浸水域内では、そういった津波の加重とかも考えられますので、その際、積層ゴムが破壊した場合には、建物自体が倒壊するまではいかないのですけれども、傾くとか、そういった状況も考えられますので、津波浸水域内の施設につきましては、今のところは、免震、制震は考えていないところでございますが、浸水以外の場所につきましては、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、免震、制震改修について、必要性、有無も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ただ、浸水域で破断する恐れがあるのは、それは免震施設ですよ。建物内に制震ダンパーを設置するといったものであれば、それはもう津波加重や何かというものも、当然、揺れの一部としてもダンパーが吸収してくれると思うので、免震は確かに津波浸水域においては、やはり施工上の問題というものもあるというのは理解はしたのですけれども、制震施設というものは、やはり検討の価値があるのではないのかなというようにも思いますけれども、やはりこれらについてはもう少ししっかりとってほしいなというふうに思うのです。私たちが安心していつまでも使えるような施設というものを整備してほしいし、また、大事な施設ですから、できるだけ壊れない施設というものにしてほしいなというふうに思います。

そういった中では、町のインフラ施設のうち、重大な施設はできるだけ早期に免震・制震化を図るべきということで質問をさせていただいていたのですけれども、ここでも、今後必要性というものを検討していくというふうにもあるのですけれども、本当に壊れてすぐに困るもの、例えば能登半島地震のときにも浄水場というものが軒並みやられてしまいました。建物自体は残ったのですけれども、建物内の機器や、また、配管や何かも損害を受けてしまって、たしか能登半島地震のときの浄水場の被害の復旧というものでは、最大では2か月ぐらいもかかったようであります。

そうすると、どういうことが言えるのかというと、2か月の間、水の供給というものが、その地域、町というものが一切できない話になるのです。震災を受けてから復旧・復興をしていくといったときに、やはりライフラインとしての水の大事さというのは十分感じる、思っているところだとは思いますが、浄水場がなければ、域外から、町外から、もう給水車で、はっきり言って生活用水を全部賄うだけの給水車といえ、一体何台の車が何往復をして、どれだけの時間を費やさなければならないのかというようなことにもなると思うのです。少なくとも、水道施設や、また、当然水を飲んだら食事したり、出るほうも出るので、下水道の施設も同じように、これらが壊れてしまうと、ちなみに下水道は大体水道の浄水場よりも早く、1か月ほどでは大体復旧というものが、施設復旧というものがなされたようでありますけれども、少なくとも、これらとあと病院、この3施設ぐらいは、やはり免震化や制震化といったものを、もっと真剣に考えていくべきではないのかなというふうに思うのですけれども、これらについてどうなのでしょう。

なおかつ、浄水場は、今後、建て替えというものが計画として持っていかなければなりませんよね。そういった中では、その建て替えの時には、少なくとも免震構造のもの、浸水域につくらざるを得なければ、制震構造を取り入れた施設を検討していかなければならないというふうに思うのですけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 私からは、水道のことについて説明させていただきます。

現在、浄水場の建て替えということというよりも、水源の見直し全体から、今、考えている最中ですが、そういったときには、そういう考えも取り入れながら、どういった最適な工法で、金額にもよるのですが、よりよい方法を考えていきたいというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

病院の施設につきましては、制震化ということでございますが、制震化につきましては、低層建物で揺れの加速速度が低減効果があまりないということもありますので、その辺は今後検討してまいりたいというふうに思っております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 1階部分というのは、揺れは直に来てしまうのだということを今言われたのだというふうに思いますけれども、そのとおりだと思います。ただ、やはり2階、3階といったものに重要な施設がある場合は、そういうものがしっかりと検討して行ってほしいと思います。耐震構造だけではなくて、免震や制震の施設を取り入れるとなれば、当然、メンテナンスにも費用というものもかかる。また、初期のインシヤルコストというものもかかっていくようになると思います。そのコストをどうするのだと、水道だと料金収入もあるのでしょうけれども、毎年支払っている、例えば建物火災共済や、今まで町有施設ではないと思うのですけれども、地震共済や何かといったものも、やはり今後はしっかりと入っていくべきだし、免震構造の施設というものをやった施設というのは、より掛け率が少なくなってもいいのではないのかなというふうに思います。火災共済、木造建築物と鉄筋、鉄骨、コンクリート造りのもので掛け率が違うのですけれども、鉄筋、鉄骨、コンクリート造りのものはずっと掛け率が少なくはなっているのですけれども、免震構造の施設のときには、それよりももっともって下げてもいいようなことというもの。例えば、北海道町村会、全国町村会を通じて、保険者のほうにも働きかけというものが今後あってもいいのではないのかなというふうに思うのです。そうすることによって、より公共施設の免震化や制震化というものが進んでいくというふうに思うのですけれども、こういう働きかけの動きというものは、今後していく必要があるというふうに思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほど、町長の答弁、それから建設課長の答弁にもありましたが、建物の構造、それから回数等によって、免震、それから制震構造の効果というのがかなり大きく変わってきます。コスト面もものすごい変わってきます。そういった部分を加味しながら、必要の可否も含めて、この耐震化計画を持っていますので、その中で今後検討していきたいと考えます。効果がない施設については、もちろんコスト面を考

えてもできないということもありますので、そこも含めて考えていきたいと思います。
保険については、総合政策課長から答弁させていただきます。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

町有施設の保険、建物共済のほうを掛けている担当課ということでございますので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、地震、津波に関しましては、この建物共済では対象にはなってはおりません。実際に起こった場合は見舞金ということで、この掛けている全国自治協会からいただけるということでもあります。

先ほど、ご質問もあったように、たしか今までも厚岸町に大きな地震が来まして、いろいろな公共施設が壊れたりしたというところでは、今までも補助、また、災害対策事業債ということで、そういうのが整備を行ってきておりました。今、議員言うように、地震保険的な、要は免震あれば、少しでもそういうような掛け率を安くしたようなものが働きかけをどうなのだとということでもあります。そういった中では、今、本当に全国どこでも地震が起きているというところがございます。そういった中では、こういった保険があると、より公共施設の維持管理的には少しでも役に立つのかなと。

ただ、個人住宅でも地震保険というのが加入が進んでいかないというのは、やはり掛け率が高いというところが一番ネックになるのかなと思っています。そういった中では、今これからの本当に地震の多い国でございますので、そういった部分の働きかけとかというのは、こういうような質問をいただいたということで、一度ちょっと会議等もありますので、そういった中では質問はないし、また、働きかけをちょっとしてみたいなと思っていますので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 本当に、厚岸町、震度6以上の地震というものを体験した施設というものが実際にはないわけなので、実際に震度6以上、6弱、6強、7というものが来たときに、どれだけの建物、公共施設に被害を及ぶのかというのが、実際のところは想定していても想定しきれないところではあると思います。ただ、安全安心なまちづくりを進めている厚岸町においては、やはり、今後もしっかりと建物の維持管理というものを、耐震、免震、制震というものをしっかりと考えた上で進めていってほしいなと思います。

続きまして、2点目に入らせていただきます。

国定公園です。国定公園については、まず、国、道、町では特別地区及びその周辺的环境維持のためにどのような取組をしているのかといった質問をさせていただきまして、国ではこうだよ、道ではこうだよというような回答をいただきました。

この中でちょっと気になったのが、国定公園内の湿原を含めた鳥獣保護区には、国指定の鳥獣保護区管理委員を設置していると。厚岸別寒辺牛湿原には3名が選定されているという答弁でありました。この3名というものは、実際どのような身分の方々が、こ

の鳥獣保護区管理委員となっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 国指定の鳥獣保護区の管理委員でございますが、国の設置等の要領によりますと、国の指定鳥獣保護区の管理業務を適切かつ遂行にすることを目的とするということで、業務内容については答弁のとおりでございます。

管理人の任命ということで、ここでいきますと、釧路の地方環境事務所長の推薦を受けて、毎年度、自然環境局長が行って、その管理人を任命していただくということになっております。

なお、賃金につきましては、国に定めた経験年数等に応じて支給する手当ということになっているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、特別国家公務員とかというくくりになるのかもしれないのですが、それらの人の方は、密猟防止のための巡回、利用者の指導や鳥獣の生息状況調査などを行っているというふうに答弁であったのですが、これらというものは、町民や、実際に別寒辺牛湿原でそのような人方というものと接した中で、実際にこういう人方がそこにいるんだというようなものというのが分かるようになっていのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） この内容によりますと、業務の報告ということがございます。それら管理人につきましては、その報告書を1カ月ごとに町の環境事務所長に提出するものとなっております。それについて報告をしているというところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 利用者の指導といったところはどうなのでしょう。例えば、湿原というものがどういうもので、例えば、湿原にちょっと、高層湿原のところは立ち入り禁止ですが、それ以外のところ、入って、植生や何かも見たいのだけれどもといった、そういう利用者がいた場合の、そういう指導というものは、いつ、どのような形でされるようになるのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 実際のところ、密猟防止とか、あと、ポイ捨てしている

かどうかとかという部分であります。利用者の指導という部分につきましては、具体的にこういうところがありますよ、こういう動植物がありますよという部分については、特に指導はしていないというところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 やはり、湿原に携わって、湿原を守っていく人材といった中では、これだけでは全然駄目ではないのかなというふうに私だと思っております。やはり、町なり、町ではないな、これは一般団体とかにおいて、やはり湿原管理員なりというものがいた中で、湿原の監視や、また、その利用者、例えば、ネイチャーガイドといえればいいのかな、アドベンチャーガイドといえればいいのかな、ネイチャーガイドといったほうがいいのかな、そういうような資格を持った人方が所属した中で、湿原の監視などしたり、清掃などもしながら、利用者との橋渡しという役を担うような人方というのが、今後必要ではないのかなというふうな思いの中で質問をさせていただいたところなのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう、この保護区管理委員というものがあるから、いいのだよ、また、水鳥観察館の中で2名の専門員がいるからいいのだよというふうな中で、今後、そういう湿原の監視やネイチャーガイド的なものも、やれるような人方というものを整備して考えというのは起きないのでしょうか、どうなのでしょう。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ガイドについてでございます。

例えば、隣町の浜中町におきますと、ナショナルトラストという部分で、民間が主導してやっているところがございます。厚岸については、なかなかそういう団体がないということで、行政主導ということで今やっている段階でございます。

今、答弁書に書いているとおり、1名が2名になったという部分で、水鳥観察館に来ていただいている方が、そういう方で、その2名の専門員が詳しく丁寧に教えているという部分であります。

あと、ガイドにつきましても、湿原を利用するという意味では、カヌーの利用も当然あります。その中では、コンキリエのガイドツアーの方もおられます。うちの2名の専門員の1名もガイドの資格を持っているところでございます。それらを利用しながらやっていると。

また、今後につきましても、例えば、ほかの湿原等においては、ガイドをやっているところがありますが、ただ、ガイドツアー、エコツアー等に含めても、行政主導ではなく、民間が主導していかなければいけないという部分につきましては、やはりそういった団体が今のところないということでありますので、この辺も模索しながら、今後検討していきたいと思っております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かったのですけれども。今年の3月だったかのときに、湿原やその周辺のところを環境維持のためにゾーニングといったのかな、区域指定などというものを今やっていくのだというようなこともありました。心配するのが、隣の市や町の国立公園の大きな湿原に、湿原内に太陽光発電施設というものが臨立するようになった中で、景観的にも当然壊しますし、また、湿原の環境維持というものにも大きな影響を及ぼしているといった中で、恐らくそういうものも含めた中で、今、ゾーニングというものをやっていくのだというようなことを、たしか、3月のときに何かの質問のときに出たというふうに思うのですけれども、今現在、その取組というのはどのようなになっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ゾーニングでございます。

これにつきましては、環境省から今月採択を受けまして、これからやるところでございます。

なお、ちょっと時間がございませんので、ゾーニングの話をとりましたがやめました。湿原の重要性ということで、国立公園内で特別保護地区というのが、高層湿原253ヘクタールを含めて、全体で1万8,747ヘクタールございます。このうち、重要な特区から第1から第2、第3までの保護地区に相当する部分が、ラムサール条約の登録湿地と同じところではありまして、その面積が5,277ヘクタールとなっております。この内訳なんですけど、国の国有地が1,749、町有地有値が81、市有地が284、あと、厚岸湖とか河川の固有水面が3,163ヘクタールとなっております。市有地につきましては、日本野鳥の会がタンチョウの生息する湿原を永久に保全するために取得しているということでございまして、今の重要な湿原に、その太陽光が入るといふ部分では、市有地がございませんので、ないというふうには断言できるかなというところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 時間もないので、次もまだあれなのですけれども。

ただ、湿原だけではなくて、当然、川の向こうの山々も、やはり当然守っていかねければ、あれらが今後、太陽光でずらーっと太陽光発電施設がなくなれば、当然、景観的にも壊れてしまいますし、また、湿原の環境的にも壊れていくといった中では、できれば、ちょっと話にも出ましたけれども、トラスト的な団体、厚岸町でないのであれば、例えば、観光協会みたいなのが、そういう部門というものを持った中で、湿原の監視をしながらガイドもしたり、また、清掃などしたり、また、国、道、町の補助金をもらったり、また、クラウドファンディングで資金を集めながら、できるだけ公有地的な形の中で取得というものを、やはり今後図っていくべきだなというふうに思います。そこら辺は、今後検討していただきたいと思いますというふうに思います。

最後、本当に時間がなくて申し訳ないのですけれども、最後、湿原を訪れる人のための駐車場の整備や、また、湿原内を散策する木道の整備といった中で、資料も出させて

いただきました、尾瀬の木道や、浜中、霧多布、琵琶瀬の木道というものがござい
ます。尾瀬の木道というのは65キロも総延長である。琵琶瀬の木道は500メートルぐら
いなのですけれども。やはり、湿原、ただ遠くから見るだけではなくて、実際に中に入
って、より自然を満喫する施設というものは、やはり大事だなというふうに思います。何
とか、この木道の整備というもの、例えば、糸魚沢の裏側から水鳥観察館くらいまで、
直線距離では大体5キロか6キロぐらいだと思っておりますけれども、川を越えたり何かと
いういろいろな問題もあるのでしょうか、やはり、そういう施設整備というものは、
今後検討して行ってほしいなというふうに思います。ここでは検討していくという
ものもたしかあったと思うので、ぜひ検討を進めて行ってほしいし、少しでも早く整備
というものが進んでほしいと思います。

また、そこにアクセスするための駐車場というものも、今現在あるものだけではなく
て、今現在は湿原にどんどん、いろいろところから人が入ってきやすいような環境とい
うものがおります。それだとやはり環境を壊してしまう恐れというものもある中では、
やはり、しっかりと駐車場や散策路といった中で、人がそこにしか来ないような、ま
た、しっかりと管理できるような施設整備というものが大事だというふうに思います。

何とかここら辺は、せつかく国定公園になったのですから、別寒辺牛湿原の価値とい
うものを損なうことなく、より高めるような施策ということで、どんどんどんどん進め
て行っていただきたいなというふうに思うのですけれども、最後にいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 環境商工課長、あと20秒切りました。

●環境商工課長（田崎課長） 町長の答弁でもあったとおり、計画にもありますので、今
後しっかりと検討させていただきたいというところで終わります。

●議長（大野議員） 以上で、堀議員の一般質問を終わります。

次に、4番金子議員の一般質問を行います。

4番、金子議員。

●金子議員 質問通告書のとおり、きのこ菌床センターの運営についてお伺いいたしま
す。

1、昨年度の人件費を含めた収支の今年度の見込みを教えてください。

2、上尾幌地域の活性化で始めた菌床センターですが、生産者からは町外から通っ
ている生産者が複数いるとの声を聞く。現在何軒いるのか。

また、上尾幌に住んでいない生産者が増えて、どのように地域が活性化すると考
えているのか。

3、厚岸町内に住んでいる生産者と住んでいない生産者で、菌床の価格が同じなのは
おかしいという生産者もいるが、町はどう思うのか。

4、菌床センターの職員が1年で変わったり、所長が定年前でも変わっている状況で
は専門家が育たないと思いますが、運営に問題はないのでしょうか。

以上、質問になります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、金子議員のご質問にお答えいたします。

きのか菌床センターの運営についてのうち、（1）の「昨年度の人件費を含めた収支と今後の見込みは」についてであります。令和5年度の決算見込みでは、収支は、歳入4,059万2,000円に対し、歳出は8,877万3,000円で、収支は4,818万1,000円のマイナスとなります。

令和6年度の当初予算では、歳入4,266万7,000円に対し、歳出は9,691万1,000円で、収支は5,342万4,000円のマイナスとなります。

次に、（2）の「町外から通っている生産者は何軒いるのか。また、上尾幌に住んでいない生産者が増え、どのように地域が活性化すると考えているのか」についてであります。現在、厚岸町では10軒の生産者がおりますが、町外から通っている人数について、町では把握しておりません。

地域の活性化についてであります。上尾幌地域のきのか産業史において、ほだ木生産から、菌床生産に切り替えることにより、現在では生産量で119トンを超え、道内でも有数の産地となり、雇用創出や産業育成など、地域経済の活性化に寄与しているものと考えております。

次に、（3）の「厚岸町内に住んでいる生産者と住んでいない生産者で菌床の価格が同じなのはおかしいという生産者もいるが、町はどう思うのか」についてあります。町では、きのか生産者からご質問のような疑問については聞いておらず、全てのきのか生産者は厚岸町に住所を有するものであることから、生産活動に不公平を生じることはないものと認識しております。

次に、（4）の「菌床センター職員の人事異動により専門家が育たないと思うが運営に問題は出ないのか」についてあります。職員の専門性を高めスキルを磨くためには、同じ部署を長く経験させることは有効な方策の一つであると考えます。

一方で、組織の活性化や円滑な業務運営のためにも異動は必要であり、町全体の人事の中で職員配置を考えていくとともに、今後においても適切な配置に努めてまいります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 質問が、自分はきのかのことが議員になってから多いのですが、議員でもあり、元地域起こし協力隊でもあり、生産者でもある状態で、町には、もちろんお世話になって、今も生産者をしております。その上で、町にとって何がいいのか、生産者にとって何がいいのか、どうすればもっと厚岸が発展していくのかなと思って、率直にいつも質問をしているつもりであります。粗を探して、難癖をつけたいとか、文句を言いたいと思って言っているわけではないことは、あらかじめご理解をいただきたいと思うのですが、その上で、収支の（1）番についてなんです。マイナス4,800万という

ころは、すごい大きな額だと思います。この中には、今回、先に人件費も入れた金額で出していると思うのですが、この金額というのは、町から職員が2人行っているのですが、その人件費も入った金額の合計でしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問者、お見込みのとおりでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

その中で、去年の製造した菌床数をあらかじめ聞いていたのですが、約40万菌床ほどを生産していると思います。そうしますと、一つの菌床をつくるのに、私が計算したところによると、約224円ほどでつくっていると思うのですが、その菌床を生産者には118円で売っていると思うのですが、間違いないでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 令和5年度の歳出見込みでいきますと、8,877万2,000円というふうに申し上げておりますが、令和5年度の販売数が33万6,000個強ということで、割り返すと263円くらいになるのかなと、私のほうは計算しておりましたが、いずれにしても、販売単価につきましては、118.何某というような金額で、生産者のほうには販売しているというような状況でございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

多分、自分が聞いていたのは、生産者に売った数が、たしか36万何某だったので、そちらではなく、総生産数で計算したら220何ぼだと思うのですが、その中で、今回の一般質問にするにあたって、その前に、きのこの関係者、ほかの会社、大手の会社にいた詳しい方に聞いて、大体、菌床というのは、きのこの生産者に対して、道内で大体どのくらいで売っているのかという話を聞いたところ、ばらつきはあるし、個数によって、一概には言えないのですけれども、その方が言うには、大体平均的に150円くらいではないかと聞いております。そうすると、厚岸町できのこをやることによって、生産者は、118円何某、120円としても、通常的に買うより30円安く買えるというのは、生産者にとって大きなメリットがあって、そこは厚岸町が努力をさせていただいているおかげで、生産者にとっては大きなメリットがあると思います。

ただ、それに伴い、町が1個つくるのに、先ほど課長が言った、もし260円ということであれば、260円で作ったものを120円で生産者に売っていると、1個売るとに町は140円、生産者にお金をあげているのと同じ状態だと思うのです。民間から買うと、

1つの菌床を仮に150円で買えるとする、生産者は30円安く買えるのですけれども、町から買うと、町の通常の前価から考えれば、140円くらい安く1個買ってしまうと。そういう状態になったときに、生産者は30円得をしているけど、町は百何十円、その金額を1個つくるたびに支出していると。その合計が、先ほどのマイナス四千何百万円、5,000万円くらいになっていると思うのですが、このあたりについては、町はどうお考えなのでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 民間企業ベースで考えると、大変な大赤字、即刻企業が倒産してしまうのだらうと思うのですが、この差額こそが町が行う産業振興というスタンスで、過去、施設整備、時から行ってきたという部分が、この中に含まれているのだらうというふうに考えております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 課長のおっしゃるとおり、町の本当に並ならぬ予算も使い、きのこ産業にかける思いというのは、町長も何度も直接ご答弁いただいているので、非常に力を入れているのを感じます。

その中で、力を入れている中で、菌床センターもあり、菌床センターが平成8年、1996年にできて、そのときに学校ができたり、生産者住宅というのも多額のお金をつかって生産者を呼び込もうと。その目的は何かというと、町としては、上尾幌地域の活性化、生產品の生産地形成のために菌床センターをつかって、産炭地であった上尾幌に産炭がなくなって、そこに新たな産業をつくろうと思って、このきのこ産業に菌床センターと周りの整備をしたというふうに、何度も質問したりして、町長からも聞いて理解しているのですが、その考えは間違いはないでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 質問者、おっしゃるとおりでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

ただ、その中、現実として、今現在、上尾幌のきのこ生産者住宅に住んでいる生産者は2件、自分も住んではいない状態ではありますが、上尾幌に住宅を購入したので住んでおりません。

今年、上尾幌自治会の総会があり、参加したときに聞いて、改めて驚いたのが、自治会の加入世帯数が今50件ちょっとしかなくなっていると。その中で、前にも質問したりして聞いたことではあるのですが、自分としてはそのときの答弁も理解はしているので

すが、96年から28年間、このきのこ産業を原木から菌床にして、産地形成だったり地域の活性化というために、毎年とは思わないのですが、年に5,000万ほど町税を使って28年、もしやってくれば14億円とか、十何億円とお金をかけているのですが、その効果というのが、その話、自治会に参加しても、自治会の方からも聞くのですけれども、生産者なんて全然自治会に関わっていないし、加入していない。そして自分も見た限り、どんどん上尾幌は衰退してきている。ただ、町の負担はどんどん大きくなってきているのではないかと感じるのですが、町長としてはこういうあたり、上尾幌の産業も含めて、どのように今感じているのでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

何のために菌床センターをつくったのかというのは、先ほど担当から答弁があったとおりなのです。そういうことであるわけでありますが、炭鉱閉山前は、何と人口は2,233人、496世帯あったわけでありまして。しからば現在どうなっているのかと言いますと、残念なことには人口では119人、世帯数は73世帯であります。それが現状なのです。

そこで、私はやはり当初の目的のとおり、地域活性化のためには、生産者一致こぞって頑張らなければならないということを常々お話をいたしておるところでございます。しかしながら、生産者の中に、いろいろの考え方があります。はっきりいってまとまらない。残念なことでもあります。

やはり、行政としては、何をやるかにいわれるという生産者から声があった場合に、やはり偏らない公平な対応しなければなりません。そのためには一つになっていただかなければならない。その願いなのです。

しかしながら、そういう実態にあるわけでございまして、平成14年のピーク時には、ご承知のとおり24軒あるのです。現在、答弁のとおりです。そういう状況であるわけでございまして、私は、本当に上尾幌の進行発展のために、今日まで頑張ってきたつもりであります。素直にそれを受け止めて、一致団結していこうという生産者の気持ちがない。まことに残念であります。どうかそういう願いを叶えていただくなれば、町もさらに振興発展のために、いろいろな行政支援協力いたしたい、そのように考えております。

菌床の値段についても、やはり安価でいいものを提供いたしているのです。これも生産者からの要望なのです。どうかそういう実態を考慮しながら、金子議員も生産者でありますので、どうかご努力の程、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 町長に、今までずっと町長が思っている思いはすごく分かり、今もご答弁いただき、本当にその思いの丈はすごく感じております。

その中で、悪い意味で捉えないでいただきたい、いい意味での提案というか、提言させていただきたいのが、先ほど言った、製造をするのに二百何十円かかって、安価で12

0円ほどで買えると。そうすると、生産者は安い菌床を買えて、商売でありますので、安く買って高く売るとというのが、当然つくったものを高く売るのが商売であります。ただ、課長の言った260円と仮にしまして、1個菌床をつくるのに、120円で買くと、その差額というのは140円あるのですが、生産者が仮にほかから買くと150円で買えると仮定すると、生産者はその150円より30円安く菌床を買えてお得なのですが、ただ、その差額、その30円を取ったところ、150円よりも30円安く生産者を買えるのですけれども、町の製造コストというのは、その150円で考えたときでも、仮に民間から150円で菌床を買ったときって、その民間の会社というのは当然利益をとって商売をしていますので、その製造原価というのは、当然150円より安くつくっていると思うのです。

経済産業省の2021年の調査で、製造業の原価率というのは80.8%と、明確に、大体数字が出ていまして、菌床の製造業まで入っているかどうかは別としても、150円で売っているものというのは、基本的に民間の製造業の会社は80%ぐらいであれば、120円の原価でつくっているのですが、町はその倍の240円以上で、先ほど課長の言った金額でいくとつくっていることになるのです。240円で作っているのですが、生産者側はその240円で作っているものを安く買っているにしても、そのメリットというのは150円で買う部分の30円しかない。そうすると100円前後を生産するコストというのが、通常の生産している民間の会社よりも、厚岸町のコストというのは、製造コストって倍ぐらい製造コストが高いことになると思うのです。この当たりを数字を聞いたときは、自分も偉い大変なことだし、もし先ほど課長も言ったように、民間であればやっていけないし、やるまでもなく、こういう仕事は商売にならないでできないと思います。町だからできるというのも分かります。町が、町長の思いもずっと言っていたように、そういう思いがあるから、まだきのこ菌床センターを生産者のために継続していると思うのですが、今年度の町長の町政執行方針の25ページにもありました。このままでは、新規事業の実践はもとより、既存の町民サービスを維持することさえも危ばまれる局面を迎えることが確実視されます。26ページには、当面の取組として、人件費や扶助費等を含めた経常的経費の抜本的見直しや、町有施設等の最適化を進めるとありますが、今のこの生産コストでつくる菌床、生産者のためにやっていますが、このあたりは現状、最適化というか見直して、切り詰めるだけ切り詰めた上で、生産者にも安くするという体制をとって、今の状況なのか否か、このあたりはどうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

やはり公の施設は町民のためなのです。儲けるためではありません。やはり産業の振興というのが大きな目標なのです。地域経済の活性化のために、当然、公の施設が必要なのです。しかし、今、お話しされたように、今日厚岸の財政は大変厳しくなっております。そういう中で、果たして、これから継続すべきかどうか、大変な課題があるわけでありませう。

しかしながら、私といたしましては、これはある程度赤字でもしようがないと。やはり町のためであり、そこに住む生産者のためであるという気持ちで、最善の努力をお願

いしたいということを行っているのです。

このきのこセンターだけではありません。公の施設はいろいろあります。町営牧場、牡蠣の種苗センター、それぞれあるわけでありますが、はっきり申し上げて、黒字のところは一つもありません。しかし、地域活性化という大義名分の中で、しっかりとこの問題についてはやっていかなければならないと。地域の皆さん方の理解を得ながら、なお一層の経済活性化のために、この公の施設を生かしていただきたいということでありますので、いろいろと経費の問題とあります、これは。だけれども、やはり合理化、効率化というのはやはり必要なのです。これは施設だけでなく、行政においてもしかりです。無駄のないやはり行政というものを目指すべきことではなかろうかと思って頑張っているわけであります。

しかしなら、現実には本当に大変厳しくなっております。どうかこの点もご理解をいただきたい、そのように考えますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 町長の熱い答弁を本当にありがとうございます。

その中で、自分も町長にも議会でも言われていて、その一元化という形にどうかならないと駄目だと思い、なるべく頑張っているのですが、なかなかいろいろな考えが生産者、個性もある方が、やはり自営業なので多いので、なかなか難しい状況ではあるかなとは思っております。

その中で、町長も自分にもお願いしてくれたように、自分も頑張りますので、町長もぜひ生産者の中に関わっていただき、まとめていただくことにも力を入れて今後いただけますと、今現在、きのこ、しいたけに関しては、団体だったり、まとまっているものが、農協だったり漁協というものがないので、各自営業者の集まりだと思います。その各自営業者の集まりに、町はこれだけ多大な支援をしているという状態でありますので、やはり生産者側もまとまる必要があると思いますが、どうしても生産者だけでは、なかなか今も、少し進展してきているなど感じる部分はあるのですが、それでもなかなかまとまりまで行っていないので、町長もぜひ足を現場のほうに向けていただいて、一つになるようにお声掛け等もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 以前、私は今、金子議員に答弁しているようなことを願って、集会場に集まっていただいて、きのこ生産者と協議したことがあるのです。しかし、今日このような状況になっています。

しかしながら、自治会なり、また生産者の個々について、私の気持ちをお話ししながら、何とか円満な、和を以て貴しと為す、例えがあるように、そういう産業になっていただきたいということを訴えておるところでございます。

さらに、今の質問のとおり、何とか私の願いを込めるように、私も頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

ぜひ、それを町長も、町長が直接生産者に言うのと、僕のようなよそ者が言うのと、やはりみんな感じ方も違うので、実現していただきたいと思います。

その理由としては、やはり町民の方、自分もよそ者で、やっと7年ぐらい移住してきたつんですが、その中で町民の方から言われたりすることの中に、何できのこばかりそんなに町は支援してるのだと、組合や団体でやってるわけではないのにという声を、やはり言われることがあるので、そのとき、やはりちょっと、こうこうこういう事情があってとか説明するのですが、やはり心苦しい状況です。

そして、実際に今自分が言ったように、生産者まとまってないから各自営業者、でも町も支援してくれてる。でも、かたや町の中で飲食店やってる方は、何か困っても物を安く町が支援してくれて、買ったり仕入れたり、今、金銭的に困っていて、運営厳しいっていても、そういう補助や町が何か支援してくれる制度ってなくて、廃業していったり、厳しい中でも経営している状態で、やはりそういう町民の目というのがきのこにも向けられているなど、ひしひしと感じながら、生産者もやりながら、今も議員をやらせていただいているのですが、やはりどうしてもきのこだけというふうに思われてる節もあるので、こういう数字的な面も含めて、今回オープンにした上で、町としてどういうふうを考えているのかというのを聞きたくて、こういう質問をさせていただきました。

その中で、生産者からも、上尾幌の方からも言われるのが、町は上尾幌の振興のためにこういうふうに行っているけど、だけれども、実際、その生産者は上尾幌に住んでいないでしょうと言われるのですが、ここはやはり町としては、生産者が何軒通っているのか、町外から通っているのか、ここは一切把握していないということで間違いないのでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問にある部分でございますけれども、生産者、厚岸町に住民票がございまして、上尾幌地区できのこ生産に携わっていただいて、町の産業振興に尽力をいただいているということが私どもにとっては重要なことでありまして、町外に所有物件があってどうのこうのとか、どういう移動をしているのかといったことについては、町としては感知するところではないという認識のもとにいるということをまずご理解いただきたい部分と、生産者皆さん、厚岸町民としてきのこ産業に貢献をしていただいきたいという気持ちで、皆さん生産に携わっておられるということも町としても十分分かっております。その上でこういった町の政策で、菌床センターを長年運営してきているということでございます。

また、きのこの生産者の中には、今質問者が意図されている方なのかとは思いますが、地元の消防団に加入して、一生懸命そういった地域活動に貢献されている方も

いらっしゃるといようなお話も聞いておりますので、生産者皆さん、きのこ産業に愛着があり、厚岸町に愛着があって、上尾幌地区の産業を盛り立てていこうという気概の上に立って頑張っているのだらうというふうに町としても認識をしているところです。

また、先ほどからコストのお話も出ておりましたが、菌床センターとしても常にコストを意識した生産体制ということで、切り詰めるところは切り詰め、様々な方策を取って業務に当たっておりますが、いかんせん、昨今の資材、物価高騰、燃油高という部分がのしかかっている部分もございます。きのこ産業のみならず、水産業、農業も全てそうなのですけれども、そういった部分も含めて、常にコスト意識を持ちながら、町の負担も減らしながら、生産者のメリットももたせるようにというふうな業務の形態を取って進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 やはり、そこは行政なので、民間とは違うのは、協力隊で入って、初めて行政ってそういうものだなんていうのも理解し、こういう立場でいろいろ勉強させていただくと、すごく理解はできる話だなというのが、やっと分かってはきたのですが、やはり、いかんせん農協だったり、漁協と違うところが、明確に自分が感じているのが、今のきのこの生産者って10軒しかなくて、仮に約5,000万円マイナスで町の財源を使っているとなると、一世帯に500万円補助しているのかと言われると、自分も補助してもらっている一人になるので心苦しいですけれども、そう考えると500万円の菌床を買うことによって、500万円分経営が楽になったかという、そうは感じないし、そうは思わない。そして、私も役場側からも、この間聞いたのですが、今年になってから廃業した人も1人、この状況でも出ている状態なのです。それも高齢で辞めたとか、そういう年齢の方ではない方で、どうして辞めたかまでは僕も分からないし、関与することではないですが、やはり菌床を安く買ったから成り立つだけの産業ではない。そして、上尾幌に住んで、ここで商売をやるといのは、簡単に、はい、これからやります、菌床安いからやれますとできる商売でもないと感じるので、菌床を安く安価なものだけの支援ではなく、もう生産者自体ともうちょっと町も、これからきのこを継続して力を入れていっていただくのであれば、やはり経営面だったり、生活面のところまでがっちり組んでいただかないと、本当にきのこの生産者、この恩恵を受けても商売が厳しいと思うのですが、町としてそのあたりどう感じていますか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 今年に入ってから廃業者というふうなお話も承っておりますけれども、一企業等の生産活動、何でもそうなのですけれども、民間経済活動の中での経営難であるとか、そういった部分というのはどんな産業にも出てくるのだらうと思っております。それは、1個、1個、町が経営指導して、みんな全員よくなっていきましょうと

というような部分についてまでの、ちょっと町としての、現在そういった余力というのですか、そういう部分はなかなか難しいのかなというふうな形で考えているところでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 率直な課長のご意見と、体感していることだと思うのですが、自分もこういうふうには生産者としてやりながら感じるのが、きのこの生産者自体が農業者という扱いではないということも関連しているのではないかなと思うのです。自分は農業者としてやっていますけれども、ほかの方はあくまで一個人のきのこ生産業という自営業の状態、協力して支援してくれる公的機関がない状態なのですよね。生産者同士で、ノウハウで誰かと仲良くなって聞いてやってくれと、個人の自営業の世界なので、みんな自己責任の話なのですけれども、先ほど町長もおっしゃったように、そういう生産者、今いる生産者もまとまらないぐらいなので、その中から生産者同士で横のつながりでやっていくというのは難しい。行政も菌床は安くしてくれるけれども、それ以外はちょっとそこまで手が回らない。その中できのこに飛び込んでやっていくのですけれども、やはり、いかんせん、本当の自営業でお店やっているのと同じ感覚で、菌床は安く買えるというメリットは非常に大きいのですが、それだけで成り立っていないと思うので、ぜひ、町もやはりこれだけ大きなお金を使ってやっている産業であれば、抜本的にきのこ産業を見直していただいて、行政も関わって協力して、菌床以外の部分でも協力していかないと、これ以上発展というよりは衰退していくのが明らかだと思うのですが、どうかそのあたり何か今後考えてやっていただくということは、ご検討いただけないでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答え申し上げます。

先ほどのきのこ産業について農業ではないというお話をいただいたかと思うのですが、過去にしいたけ栽培に係る農地法の取扱いという議論があったやに伺っておりますが、北海道のしいたけ栽培に係る農地法上の取扱いという通知文書の中では、きのこ栽培は農業として取扱われているといったところ、さらには栽培されたものは農作物という形で扱われているということは、ちょっとご認識いただければというふうに思います。

また、町としても従来までも関わるところは関わってきておりますし、今後もできるところは最大限、上尾幌のきのこ生産に向けた支援策等々、できる限り誠心誠意に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 課長がそういうふうにおっしゃっていただいて、そのように実現をしていくと、これからやる方だったり、今、収入面とか商売面で困っている方も心強いと思いま

す。

副町長も、菌床センター設立のときから関わっていただいて、よく知っていただいて、なおかつ、もっと深く、生産者も一つになって市場に出したりしないと駄目だということまで提言していただいているのですが、なかなか民間に行政がどこまでさせればいいのかという問題があると思うのですが、そのあたり、副町長は今、きのこ産業、こういう状態で町税をこれだけ使ってきのこ産業をやって、今また廃業者も出ている状態ですけれども、これを打開して、もっと盛り立てていくには何が必要なのか。副町長は今どうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 菌床センターをつくるに当たりまして、地元と協議し、地元の要望に基づいて、きのこ産業を厚岸町の水産、それから農業に続く第三の産業に育て上げようということで菌床センターを厚岸町は地元の地域人口のために設立しております。その考えは、先ほど町長の答弁でもありましたが、そこはぶれずに変わっていないと考えております。

先ほどから議論になっています、行政の役割、それから生産者の役割、これは生産者の責任という部分も、以前の答弁でそういう言葉を使わせていただきましたが、そういったことを一つ一つ、まだ課題が解決されていない部分が多いのかなと思っております。それについては、厚岸町が取り組まなければならないことも当然あると。ただ、生産者も自ら取り組んでいただいて、進めていかなければならない部分も多いのかなというふうに今も感じております。

一番いいのは、やはりきのこ産業が発展していくためには、生産がうまく行って、たくさん玉を買ってもらって、センターの運営もよくなる。地域にも、地域の経済も潤うといったことが理想ではありますけれども、なかなかそれにはまだ至っていない部分があると。これは、双方協力して取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。そこは当初から変わっておりません。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 副町長も本当に関わっておられたので、やはり問題点はずっと分かっておられるんだと、すごくずっと感じているのですが、いかにせん、もう28年たってしまったていて、まだその状態が続いているということに、多分、町民からすると28年間投資して駄目なものがこれから栄えるってどうなのって、自分もどうなのかなと思うのですが、このあたりはどうお考えですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） かなりの生産者の団体にしても、紆余曲折があつて、なかなかまとまろうとしない生産者の方も実際にはおられると思います。ただ、そういった意識

を少しずつでも変えていかなければ、まとまることというのは非常に難しいのかなと思います。町のほうとしても、今10戸しか生産者はいませんが、新規就農に対しての働きかけは諦めているわけではございません。まだまだ住宅もありますし、土地が不足していれば、そういう土地をこれからも考えていかなければならないという部分もありますので、そういったことも考えながら、生産者と協力してやっていきたいというふうには考えております。

ただ、なかなかまだクリアできていない問題もありますので、それは生産者と一緒になって進めていかなければならない課題であるというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 町のお考え、副町長のお考えはすごく分かりました。

その中で今の質問にまた戻っていくと、2番、3番は町としての回答は分かりましたので、そういうことなのですねという話でしか自分も言いようがないのですが、（4）番の部分に入らせていただきます。

職員がこれだけ変わったり、長く勤めていた方が定年前に辞めていくと、例えばですけども、牧場で働いていた人が菌床センターにいきなり来て、はい、業務をやってくださいと言っても現実的に無理だと思うのです。先ほど副町長も言っていたように、町としてはいろいろな部分で努力していくというお話ですが、27年あって生産者がまとまらないし、いろいろな方がいるから進まないというのも、自分も調べて現実だと理解しています。そのまた現実の中で、町側としては、やはり専門家の専門職の人がいないというのも、全てにおいて、コストの面も含めて、菌床製造の、やはり精通して専門家がいれば、ここももう人的配置をうまくやってコスト削減したり、こういうものでやったりとできる可能性があると思うのですけれども、町はこのあたりについて、この人員に関して、今まで28年間運営してきた中で、何か努力してきたことがあるのであればお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 菌床センターの人事異動に限らず、町長の1回目の答弁にありますように、人事に関しては、厚岸町全体の中で行っております。それぞれの分野、菌床センターだけではなくて、牡蠣の種苗センター、それから町営牧場、いろいろなところありますけども、専門的な部分というのは確かにございます。以前、菌床センターでは、専門的な会社から職員をいただいて充ててきたときもあります。現在は、今、それは行っていませんが、職員が長くいればいいのかと。確かに長くいて勉強していけば専門性のスキルは高まると思います。ただ、組織上そうはいかない部分、それから長くいて、その人間が必ずしも専門性を突き詰められるかという問題もやはり、人事異動というのはどうしても出てきます。そういったときには、人事異動を行ったり、事務を活性化させるためにも人事異動というのは必要になってきますが、そういった中で人事異動は行っております。

昨年、若手職員1人、1年でちょっと移動になりますけれども、これは組織上全体の中の話でございまして、菌床センターにやはりこういうことをやってほしいという職員を町長と協議させていただきながら、そういう職員配置をしているところでございます。

行ってすぐ、1、2か月で生産者に試されて、本人、応えることができなくてちょっと悩んでいるところもございましてけれども、本人、そういった職員も、これから一生懸命やろうとしている職員でございまして、どうか金子議員中心に生産者の方々、そういう職員を見守って育てて、育ててというか、本人が一生懸命やって育つことは大事なのですが、育てていくという気概を持って見ていただければというふうに思っております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 副町長をおっしゃるように、今の職員の方は、所長も含めて異動してきたばかりの方もすごく頑張らせていただいているのは目に見えて理解しております。そういう中では、優秀な人材を送っていただいて、頑張れる方を送っていただいている町の努力もすごく分かります。

その中で、人が変わることのデメリットというのが、町の中のメリットで円滑に人事を進めるためなのも分かるので、配置を進めるのは分かるのですが、自分が気づいたデメリットというのが、人がころころ変わるたびに、言うことだったりルールがころころ変わっています。実際に体験しています。昔働いていた方から聞いた話では、昔は上尾幌に本当に住んでいる、住んできのこをやっている人以外には菌床を売らなかったという時代もあったと聞いています。ただ、そういうこともいろいろな話を聞いて、何が真偽かは僕も分からないのですが、前にも何度か質問をしているように、前の人はこう言った、今の人はこうなっていると、商売をやっている側からしたら、前の経営者のときは売ってくれていたのに、次の人になったらお前に売らないよと言われてたら商売にならないし、商売できないので、やはりまだ内部ルールというか、引き継ぎとかを人が変わるたびにうまくできているのかどうかという疑問が多々ありますし、ルールが明確ではないので、言うことがころころ変わるといのは生産者にとって致命的なのです。なので、時間の関係もあるので、きのこの質問ばかりしたあいつは何なのだろうと思われる節が多々、僕もあるなど分かっているこういう質問をするのですが、やはりそういうことを生産者側で身をもって体験して、これを改善しないと、新しい人が来ても借金だけ抱えて人生棒に振って行って、もうこんな町来たくないやと思ってしまうと思うので、やはり呼んだからには呼んだ側の責任として受け入れ体制をしっかりと整えて、ルールづくりした上で、ぜひ呼んで、生産者を増やして、呼んでいくところも整備していただきたいと思っておりますし、やはり財政面もきのこに多大な支援いただくのも分かるのですが、ほかの町民からも理解を得られるように、生産コストの削減、マイナス幅の縮小というところも執行方針にあるように、そこも今後力を、この2点、特に力を入れていただきたいと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 町長の前に、一つ事実が違う部分がありますので、説明だけさせていただきますと思います。

上尾幌に住んでいる以外の生産者には菌床を売らないということは、そういったことは一度もないかと思います。どこでそういう話になっているか、ちょっと存知上げなくて申し訳ないのですが、そういったことは当初からございません。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 人事異動について、再度の質問であります、やはり大変なのです。もう人事異動、常に頭悩ましております。私としては、まず定期的な異動は10月1日、それから4月1日を考えておるわけでございます。しかしながら、途中で、欠員が生じたと、急を要する人事もあるわけであります。それに当たりましては、まず私は透明性でなければならないと。それと、納得性のある人事でなければならないと。やはり、やる気です。そういう人事をしなければならない、そのように考えておるわけでございまして、今回の菌床につきましても、先ほど副町長か答弁がありましたとおり、急な話なのです。そういうことについては、素晴らしい優秀な人材を異動させたつもりでおります。やはり職員というのは、その地域の方々、またはその場所において働いている方々と、融通を持って、やはり、はっきり言って好まれると。いや、頑張れよと、言われるような人でなければならない、そのように考えております。特にきのこの場合は専門職なのです。なかなかこれまたおりません。しかし、長年の勤務の中で専門職に近いほどの知識を持つ職員もいるのです。

そういうことで、先ほど第1回目の答弁において、私がお話をしたとおりなのです。どうかこの点をご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます、町長。

最後に町長、先ほど聞いた人員のところとコストに関して、コストの部分だけご答弁いただいてなかったのが、コストをもっと下げて、やはりこのマイナス幅を縮小させるというところを取り組んで、ぜひいただくと、町民のためにもなるし、きのこの生産者のためにもひいてはなると思うので、ここも進めていただきたいのですがどうでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 直接の製造部分の関係になりますので、私のほうからお答えさせていただきますが、今までもそうですし、これからもそうなのですが、コストカットについては、もう常日頃から意識を持ってやっていることは間違いのない事実でござ

いますので、それはご理解をいただいているとは思いますが、今後についても、なお一層職員こぞって、コストの意識については注意をしながら、生産に携わっていきたいと。

また、出荷数が増えることによってコストも下がるという部分もありますので、生産の、できれば規模の拡大も視野に入れていただく部分も含めながら、トータル的に生産量も上がり、コストも下がるというような方向性で、最終的にはきのこ産業が全体的に発展していけるように、センター共々頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 以上で、金子議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました、6名の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、議案第46号「新たに生じた土地の確認について」、議案第47号「町の変更に係る区域の変更について」、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第46号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第47号「町の変更に係る区域の変更について」提案内容をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

議案第46号「新たに生じた土地の確認」についてでございます。

本件は、北海道が実施する厚岸地区第一種床潭漁港水産物供給基盤整備事業に基づく、床潭漁港の船上げ場新設の建設工事を施行する上で、公有水面埋立が必要なため、公有水面埋立法、第3条第1項の規定に基づき、北海道より意見を求められ、同法第4項の規定により、平成17年6月の定例会において、議会の議決を得て、異議のないことを答申し、建設工事が進められてまいりました。

このたび、北海道より工事が完成した竣工認可の通知があり、これに伴い、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。確認地の所在は、厚岸郡厚岸町床潭293番1、299番1、299番2、299番3、300番1及び300番2の地先の公有水面埋立地、面積は4,871.92平方メートル、所有者は北海道であります。

6 ページをご覧ください。

位置図であります。図面中央部分、やや下寄りの円で囲った部分、床潭漁港内です。

7 ページをお開きください。

所在図であります。図面中央部分、第一南防波堤及び第二南防波堤に囲まれた陸地よりの区域で、太線で囲まれた部分が埋立区域であります。

8 ページをご覧ください。

求積図であります。①から㉔の点を順次結び、最後に①に戻った太線で囲まれた区域が埋立部分であり、新たに生じた土地となります。

なお、AからA'部分の埋め立ての断面図を図面右側下部に示しております。

埋立区域の面積であります。4,871.92平方メートルとなります。

図面左側下部に求積標を示しており、座標により計算したものであります。

次に、議案第47号「町の区域の変更について」でございます。

議案書9ページをお開き願います。

変更しようとする町の区域は、議案第46号で説明した水産物供給基盤整備事業による第一種床潭漁港の建設工事に伴い、公有水面を埋め立てしたことによる、新たに生じた土地を本町の区域に返入するため、町の区域を変更するものであり、変更するにあたり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

内容であります。町の名称は、厚岸郡厚岸町床潭、変更する町の区域は、返入する公有水面埋立地として、厚岸郡厚岸町床潭293番1、299番1、299番2、299番3、300番1及び300番2の地先の公有水面埋立地、面積4,871.92平方メートルであります。

位置図、所在図、求積図は、議案第46号で説明したとおりであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 初めに、議案第46号について質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 議長、46号の提案なのですけれども、47に関連がありますので、合わせて質疑をしたいのですが、よろしいでしょうか。

●議長（大野議員） はい。

●南谷議員 ありがとうございます。

今回の上程でございますが、平成17年、第2回定例会において、公有水面の埋立てについて、同意議決をしております。そして、実質工事は平成19年に完了し、漁業者は既に利活用をしておるところでございますけれども、今回、北海道から工事竣工認可完了の通達が来たのが、今年の4月22日で、このことにより、二つの議案が、厚岸町の土地が、4,871.92平方メートル増えたと理解をいたしました。そういうことでいいのかどうか、確認をさせていただきます。

その上でお尋ねをしていくのですけれども、かつて、同様の案件を議決しております。平成28年、第4回定例会において、若竹1丁目1番地及び5番地に隣接する公有水面埋立面積、1万9,797.99平方メートルの公有水面の埋立てを、このとき、議案87号で、新たに生じた土地の確保についてと、議案88号で、町の区域の変更、承認、議決をしております。

このときは、北海道より意見を求められ、昭和57年6月、第2回定例会において、埋立ての承認をしております。

昭和57年から平成28年まで約34年経過をしております。こういう議案でありました。ですから、今回初めてでないのです、これだけ間空いてるのは。

このときの質疑でございます。

室崎議員は、さすが法律家でございます。法律に詳しく明るい経歴を持っておられるので、質疑を伺っておったのですけれども、さすが私も完服して聞いておりました。

そのほかに私も3点質疑をさせていただきました。

一つは、提案理由説明がなぜ建設課なのか。産業振興課長ではないのですか。

それから、国の土地なので、34年の間、交付税関係はどうなり、厚岸町は損害がなかったのかどうか尋ねています。

そして3点目、遅延に対して、町に直接責任がないかもしれませんが、町として目を光らせるべきではないのかと質疑をしております。

このとき、いろいろ質疑があったのですけれども、室崎議員の質疑で、当時の松見建設課長の答弁でございます。

今般、改めて法律の流れを勉強させていただきました。北海道から便宜上、出していると思いますが、これからも強くお願いをいたしますが、法をよく読むと、工事の竣工の時期もやはり地元市町村で、それとなく、できたらできたで確認していかなければならないと思ったところです。こういう答弁がありました。道からの来る情報は非常に有効で、今までどおり、きちんとした市町村への通知、送付をお願いしてまいりますので、ご理解をさせていただきたいと答弁がありました。

その上で、承認決定をしたところでございます。

私は、今回の2件の議案に対して、賛成せざるを得ないと思っております。しかしながら、過去に重大な前例があり、このときに慎重な審議をして議決しているのに、今回の上程は遅延され、上程されております。さらに、もう1件も遅延状態でございます。

水産農政課は、事業の推移の見守り、建設課は工事の進捗状況の把握、そして総合政策課は町の土地の管理という、それぞれ各3課に置かれましては、連携を密にしなければ、私はならないと思うのです。そして、北海道へしっかり遅延のないよう、早期に取り進めるよう、強く働きをすべきと考えます。

改めてお尋ねをさせていただきます。

今後、3課はどのように対応されますか。特に、水産農政課は、第3種、第1種漁港整備の所管であり、その責任は大きいと考えます。三つの課の、それぞれ今後に対する対応について、ご答弁を求めます。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） ご質問者のほうから、特に水産農政課はということで、ご質問がありましたので、私のほうからお答えさせていただきますが、まずもって、平成28年の議会の議論を踏まえた上で、公有水面の埋立てに関する提案につきましては、古くから漁港整備、水産整備の担当をしている原課が行っておるということで、当時の産業振興課が提案をさせていただいて、議会の議決を得たところでございます。

その後、30数年のタイムラグを経た後、平成28年に北海道のほうから通知が来たのを受けて、承認のさらなる議決をいただいたといったなかで、平成28年の段階で当時の建設課のほうから、北海道、さらには当時は国も絡んでおりましたが、特に北海道のほうにこういった事案の部分については、逐一、事業の進捗を見ながら、適切な事務手続きを取っていただきたいという申し入れはしているところではあります。北海道並びに国もそのときは受けたまりましたというお話にはなると思うのですが、特に役場のみならず官庁関係においては、職員の目まぐるしい人事異動等で、そういった事務手続きがいつの間にか忘れ去られたというような事案。今回も北海道を改めて問い合わせたところ、厚岸町をはじめ、全道で多くの棚晒し案件といたしますか、保留案件といたしますか、そういったものがあるというふうにお話を伺っておったところでございます。

スタートがこれにつきましては漁港部門でございますので、完成の時期を見計らって、関係、北海道等に私どものほうも、これについては速やかな事務手続きをお願いしますとをいった声かけについては改めてさせていただきたいと思っておりますし、今回の保留案件についても、既に電話で数回問い合わせを等をして促しておるところでございますので、今後においては水産農政課、さらには地籍を司っている建設課、さらには町の土地の所管に関わる総合政策課、トータル的に連携を緊密にした中で、事務の取り進めに当たっていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（大野議員） 建設課長。

- 建設課長（堀部課長） 建設課のほうからお答えさせていただきます。

先の議員協議会でも、この件につきましては説明させていただいたところでございますが、その際に、今回の平成28年後、今回平成17年が着工して、今まで竣工、手続きがされていなかったということをご報告させていただいたところでございますが、建設課としましては、今回は北海道からの竣工、出願者が北海道でありますので、北海道からの竣工認可の通知ということでございますが、最初の意見の申し出ということで、工事期間がこれだけありますということでございますので、その間については、建設課も含めて水産農政課と現地を確認しながら、進捗状況を確認しながら、取り進めていきたいなというところでございます。

- 議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 総合政策課からお答えいたしたいと思っております。

土地の管理ということで、厚岸町の財産、貴重なものが増えるということで、管理を

する側といたしましては、こういった土地の確認ということで、これに限らず、ほかのもそうでもあります。そういった中では、今後もこの3課のみならず、役場庁舎内で、この財産管理ということで、私たちが含めて連携をしながら進めていきたいと思っております。

先ほど、ちょっと質問の中で交付税のお話があったと思うのですが、4,871.92平方メートル、交付税でいきますと、これはキロ平方メートルに直します。それをいきますと0.004になります。そういった中では、当時の完成からの部分で交付税を置き換えますと、交付税には影響はございません。ただ、こちらの面積の数字というのは、国土地理院の、こちらのほうの数値を公表した数値が交付税に反映されるということでございますので、こういった面積が増えるという部分では、町の交付税でも反映されるということになりますので、この辺は私どもも注視しながら業務のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に、議案第47号について質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第48号「辺地に係る総合整備計画の策定について」

を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第48号「辺地に係る総合整備計画の策定について」、その提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、令和5年度をもって、太田辺地及び上尾幌辺地に係る総合整備計画の計画期間が終了したことから、令和6年度を始期とする新たな総合整備計画を策定しようとするものであります。

上程いただきました本総合整備計画は、第5次3カ年実施計画との整合性を図りつつ、辺地対策事業債の適債事業と認められる事業を抽出の上、令和10年度までの5か年を計画期間とする総合整備計画案を策定し、北海道との協議を重ねてきたところでありますが、このたび北海道知事から計画案に対して異議がないとする回答を受けたところであります。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定に基づき、北海道知事との協議の整った太田辺地に係る公共的施設を、総合的かつ計画的に整備するための総合整備計画の策定にあたり、町議会の議決を得るべく、本定例会に提出するものであります。

議案書11ページをご覧ください。

初めに、太田辺地に関わる総合整備計画書であります。

1として、辺地の概況についてであります。

(1) 辺地を構成する町村、または字の名称は、厚岸郡厚岸町太田、太田宏陽、大別。

(2) 地域の中心の位置は、厚岸郡厚岸町太田5の通り20番地3。

(3) 辺地度点数については、106点となっております。

なお、この辺地度点数は、へんぴな程度を表す点数で、公共的施設からの距離や交通機関の状況などの要因を点数方式で算出して、100点以上であれば辺地と認められるものであります。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。道路の太田門静間道路ほか2道路整備事業につきましては、当地域は市街地から9キロメートルほど離れた山間部に位置し、公共交通機関の便も悪い状況にあることから、生活上欠くことのできない交通路を確保するため、道路の改良舗装工事を必要とするものであります。

飲用水供給施設の水利施設等保全高度化事業及び簡易水道地区配水管整備事業につきましては、水道水源を河川から地下水に変更するとともに、これまで以上に安全で安心な水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設・配水管の一体的な更新を行うものであります。

次に3として、公共的施設の整備計画でございますが、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とし、道路の太田門静間道路ほか2道路整備事業につきましては、厚岸町が事業費8億6,920万1,000円で整備しようとするものであり、財源内訳のうち、特定財源については国費、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2億5,950万

円であります。

次に、飲用水供給施設の水利施設等保全高度化事業につきましては、北海道と厚岸町が事業費25億3,863万8,000円で整備しようとするものであり、財源内訳のうち、特定財源については国費、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は10億2,070万円であります。

次に、同じく、飲用水供給施設の簡易水道地区配水管整備事業につきましては、厚岸町が事業費6,957万4,000円で整備しようとするものであり、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は3,450万円であります。

次に、議案書12ページをご覧ください。

上尾幌辺地に関わる総合整備計画書であります。

1として、辺地の概況についてであります。

- (1) 辺地を構成する町村または字の名称は、厚岸郡厚岸町上尾幌。
- (2) 地域の中心の位置は、厚岸郡厚岸町上尾幌51番地。
- (3) 辺地度点数については、188点となっております。

なお、この辺地度点数は、へんぴな程度を表す点数で、公共的施設からの距離や交通機関の状況などの要因を点数方式で算出して、100点以上であれば辺地と認められるものであります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情であります。飲用水供給施設の簡易水道配水管布設替事業につきましては、当地域は市街地から24キロメートルほど離れた山間部に位置し、酪農を営む地域であることから、生活及び営農上、欠くことのできない水を確保するとともに、住民が安心して生活でき、さらに農業経営の安定を図るため、飲用水供給施設の更新を行うものであります。

次に、3として、公共的施設の整備計画でございますが、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とし、飲用水供給施設の簡易水道配水管布設替事業につきましては、厚岸町が事業費1億3,477万5,000円で整備しようとするものであり、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は6,730万円であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより質疑を行います。
10番、堀議員。

- 堀議員 辺地の総合計画自体、ようやく動き出すのだなというような感想を持って、この議案を見させてもらったのですけれども、飲用水の供給施設、河川から地下水に変更するということで、これまで以上に安全で安心な水道水の供給を図るためというふうになります。過去に議論したと思うのですけれども、1回も水枯れのしたことのない河川水からもう土の中であって、いつ枯れるかも分からない、水がどうなるかも分からないような地下水に頼るのが、一体どうやってそれが安全で安心になるのかという疑問というものはあるのですけれども、その議論というのは今はするつもりはないのですけれども、確認したいのが、当然、河川水、今まで水利権を取って取水していたわけなので

けれども、この水利権自体はどうなるのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

今のところ、水利権はそのまま廃止しない考えでいます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ただ、実際にはそこをもう使わないといった中で、権利だけを取っておく、もし、ホマカイ川で別の事業者が何かしらの取水行為をしようとした、水利権を取ろうとしたときに、今現在、実際に事業をやっていない中では、権利だけが持っているということが、それが可能なのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 現在、今進めている事業に関しては、当面、新たな浄水場ができるのが、この先まだ3、4年以降はまだ後になると思いますので、切り替えに際してもまだまだ先の話になります。それなので、水利権自体は持つておくことは問題はないと思います。ただ、水利権を新たに取得するというのは大変なことになりますので、町としては、今のところ水利権を廃止するという考えはございません。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

7番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけお尋ねさせていただきます。

11ページでございます。総合計画書、3番目、公共的施設の整備計画、令和6年度から令和10年までの5カ年ということでございますから、当然、5カ年計画、令和6年のということになると、この4月から始まったばかりなのですよね、この計画。なのに、2カ月しかたっていないで、もう変更なのかなという部分で非常に疑問を感じました。なぜ、2カ月しかたっていないのに、5カ年の計画を立てて、今、上程されたのかなと。変更の理由を教えてください。

(30:17):

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

これ、5カ年計画ということでございますので、その前の段階でいきますと、令和元年から令和5年度までの計画。そして、新たにこの計画を定めなければならないということで、この計画を定めなければ、この辺地対策事業債という有利な起債が使えないと

ということになりますので、今回、改めてこの策定をさせていただいたということを議会のほうに提出させていただいたというところでございます。

●議長（大野議員）　ほか、ございませんか。

（な　し）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員）　日程第5、議案第49号「財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　ただいま上程いただきました。議案第49号「財産の取得について」提案内容をご説明申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、厚岸消防団第2分団に配備される消防ポンプ自動車CD-I型であります。

これは、令和6年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し購入取得するもので、この交付金制度に基づき、町が購入した上、契約により厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在、第2分団に消防ポンプ自動車CD-I型1台が配備されておりますが、購入から21年を経過し、車両の腐食、エンジン出力の低下が著しい状況にあります。このことから、車両を更新し、火災発生時に迅速かつ効果的な消火活動により延焼拡大を防ぐため、その取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは議案書の13ページをご覧ください。

1、財産の種類は、物品であります。

2、名称及び数量は、消防ポンプ自動車CD-I型1台。

3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、道内に消防自動車の製造と性能試験ができる工場を有する3者の参加によるものです。

4、取得価格は、5,445万円であります。

5の契約の相手方は、札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号、山崎自動車株式会社であります。

続いて、取得予定の消防ポンプ自動車CD-I型について、次のページの参考によりご説明いたします。また、15ページの形式図を合わせてご参照願います。

それでは14ページをご覧ください。

1の車両概要につきまして、形式はダブルキャブ四輪駆動、エンジンは2,999ccのディーゼルエンジン、乗車定員は6名、全長は5.670メートル、全幅は1.880メートル、全高は2.900メートルであります。

2の主な仕様・装備につきまして、ポンプ性能はA19で、毎分2,800リットルの放水量を有するポンプを1台装備しております。

また、空気呼吸器一式、吸管、消火用ホースを装備しております。

3の納入期日につきましては、令和7年3月31日としております。

なお、参考資料として5月23日に執行いたしました、指名競争入札結果を配布しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 議案にあたって、消防ポンプ自動車CD-I型というふうにあります。このCD-I型というのは、どこの部分を指してCD-I型というのか。また、CD-II型、CD-III型、さらには別な型式のものがあるのかどうなのか、そこら辺はどうなのでしょう。かつ、CD-I型とCD-II型、CD-III型というのがあるのであれば、その違いというのは一体何なのかというのを、ちょっと明示していただきたいのですけれども。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） CD-I型、その型式についてでありますけれども、まず、CDのCにつきましては、キャブオーバー型のことをCと表示し、Dについてはダブルシート、2列のシートになります。これに対しまして、CDのキャブオーバーではなく、ボンネット型の場合はB、シングルシートの場合はSというような表示の仕方になります。

また、併せて、CD-I型と-II型の違いですが、CD-I型はホイールベースが2メートル以上でB1級以上のポンプを搭載したもの、CD-II型はホイールベースが3メートル以上でポンプA2級以上を装備したものを2型ということでの区分になっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。ありがとうございます。

ちなみに、型式まで議案としてきちんと載せないとなんとも思われる。消防ポンプ自動車というだけではなんとも思われるというふうにするのですけれども。例えば、型式があっても、同じものがあつたときに、何年車という年番号でしか区別のしようがなくなってしまうのかなと思います。ただ、消防、例えば、厚岸3とか厚岸2とか、そういう恐らく車両の管理番号というのをつくのだからと思うのですけれども、この型式番号というものが必要なものなのかなというのはどうなのでしょう。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸室長） 質問者はおっしゃいますとおり、ほかの物品の購入で行きますと、そういった製品名ないし型式というものを表示しての物品の名称というような議案の提出にはなっていないかなというふうには思います。ただ、この消防自動車につきましては、どうしなければならないというものはないかなとは思っているのですけれども、これまでの慣例に則って、こういう表示をさせていただいているということになるかなと思いますので、ちょっとその辺はご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

●議長（大野議員） 日程第6、議案第50号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第50号「工事請負契約の締結について」提案内容をご説明申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

議案第50号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によ

り議会の議決を求めるものであります。

町営牧場、ふん尿処理施設の充実を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、老朽化したふん尿処理施設を更新するもので、その工事請負契約の締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の内容についてご説明申し上げます。

1、工事名、厚岸町営牧場ふん尿処理施設更新工事。

2、工事場所、厚岸町大別1番。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。

4、請負金額、金1億4,190万円也。

5、請負契約者、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

次ページをお開き願います。

参考として、1、工事概要ですが、ふん尿を貯留する構造物の名称は、スラリーストアで、内径は31.00メートル、高さは4.50メートルで、有効高4.00メートル、容量は3,019立方メートルであります。

工期につきましては、着手が契約締結日の翌日、完成が令和7年1月20日であります。

3、位置図、配置図、平面図、断面図につきましては、別紙説明資料のとおりであります。

次ページをご覧ください。

議案第50号、説明資料の左側が位置図となります。

工事の施工位置は、町営牧場敷地内でございます。

次に、右側の配置図をご覧ください。

スラリーストア本体の設置場所は、右下の町営牧場事務所から見て、北西側の既存牛舎横であります。

次ページをご覧ください。

左側が施設断面図、右側は平面図となり、平面図中央の斜線、網掛け部分がスラリーストア本体となり、その外円との間が作業通路、外側の7角形の部分が法面となります。

また、別途お手元に参考資料として、5月23日に執行した指名競争入札結果を配布しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は現案とおりに決するにご意見ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第7、議案第51号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。環境林務課長。

- 議長（大野議員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） ただいま上程にいただきました、議案第51号「工事請負契約の締結について」、提案内容をご説明申し上げます。

議案書20ページをお開き願います。

議案第51号、工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

町では、令和3年3月にゼロカーボンシティを表明し、令和5年3月に作成した厚岸町再生可能エネルギー導入目標に基づき、施策を推進しており、二酸化炭素の排出量を削減し、ゼロカーボン脱炭素社会の実現を目指すため、町有施設で最も火石燃料の使用量が多い厚岸町温水プールに木質バイオマスボイラーを導入します。

本工事は、木質バイオマスボイラーを設置するための木質バイオマス施設を温水プール横へ新設するもので、ボイラーの導入により、二酸化炭素排出量を大きく削減するほか、伐採、燃料チップの製造・流通を地域内で循環させ、地産地消を推進することで、雇用の拡大と地域経済に寄与しようとするものでございます。

契約の内容についてご説明申し上げます。

- 1、工事名、厚岸町温水プール木質バイオマス施設建設工事（建築主体）。
- 2、工事場所、厚岸町湾月1丁目1番地。
- 3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7者の参加によるものでございます。
- 4、請負金額、6,446万円でございます。
- 5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所であります。

21ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要であります。木質バイオマス施設について、構造は木造平屋建て、延べ床面積149.05平方メートル、主用用途はボイラー室で、内部は機械室、サイロ室、チップ投入室で構成されております。

2、後期でございますが、着手は令和6年7月1日から、完成を令和7年3月14日までとするものでございます。

参考図面として、配置図、平面図、立面図及び断面図は、別紙説明資料のとおりでございます。

22ページの配置図をご覧ください。

温水プール正面、玄関に向かって右側の広場に木質バイオマス施設を建設するものでございます。

23ページ、平面図をご覧ください。

図面左側、温水プール、右側は道路側で燃料チップの搬入口となっており、チップ投入口はチップの投入を容易にするため、シャッター幅を4メートル取り、4トンダンプがバックで侵入し、チップ投入室内で荷台を上げることができる構造となっております。

図面中央は、チップを収納するサイロ室、幅1.82メートルのメンテナンス通路となっております。

図面左側、機械室、面積は67平方メートルで、301キロワットの木質バイオマスボイラーと、5,000リットルの蓄熱タンクを2基ずつ設置いたします。

機械設備につきましては、次の議案52号で説明いたします。

24ページの立面図及び断面図をご覧ください。

図面上段4枚が立面図で、下段2枚が断面図であります。

左上、立面図の北側と記載の図は、厚岸大橋から見たもの、右上の西側と記載の図は、海側から見たもの、左下の南側と記載の図は、温水プールから見たもの、右下の東側と記載は、翔洋高校から見た建物でございます。

左の断面図は、南側の図で、温水プールから見たもの、右の断面図は東側で、厚岸翔洋高等学校から見たものでございます。

また、別途お手元に参考資料といたしまして、5月23日に施行しました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認願いますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 配置図のところちょっと確認したいのですが、便所、四阿屋とあった敷地境界というところ、ここ、たしかゲートボール場か何か昔あったかなというふうに思うのですが、そのゲートボール場も含めて、漁港環境施設用地ではなかったかなというふうに思うのですが、今般このような形で敷地境界というふうに区分されているのですが、漁港の利用計画上、何かしらの変更や何かというのは必要はなかったのでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午後 1 時47分休憩

午後 1 時51分再開

- 議長（大野議員） 再開いたします。
水産農政課長。
- 水産農政課長（高橋課長） 漁港用地というエリアの部分のご質問の関係で、私のほうからお答えをさせていただきますが、現在、改めて漁港施設関連の図面、確認をさせていただきましたが、過去においては、漁港施設区域内にあったところではあります、現在の土地の貼り付けの中においては、こちら、プールを含めた漁港トイレ、それからゲートボール場、これにつきましては漁港施設用地からは外れて、町有地という中での管理ということで進めているところでございます。
- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。
8 番、石澤議員。
- 石澤議員 単純なことなのです。一つだけ聞きたいのですけれども、この施設をつくる、バイオマス施設をつくる時に、この建物なのですが、津波の被害がこういうところなので、津波の被害の問題なんかも含めて検討された上で、ここに建てるということになったのかなと思うのですが、どうなのでしょう。津波の被害は大丈夫なのか、ここに建てることで。
- 議長（大野議員） 環境林務課長。
- 環境林務課長（真里谷課長） 今回のこの工事につきましては、既存の重油ボイラーを木質ボイラーに変更するというところでございます。既存の施設に建てるもので、津波のことは一切考えて工事をしているところではございません。
- 議長（大野議員） 副町長。
- 副町長（石塚副町長） 温水プール建設時に津波のことを想定しないで、この位置という位置決定をしております。今回は、先ほど環境林務課長からお話しありましたが、重油ボイラーを木質バイオマスボイラーに更新すると、変えるということのみですので、津波に関しては建設地と同じ考えている施設ではございます。施設自体が変わっているわけではないので、そういうことになります。
- 議長（大野議員） 8 番、石澤議員。

●石澤議員 いや、そうではなくて、だからせっかくこれだけお金をかけて建てるのに、重油から木質バイオマスのボイラーをつくるのであれば、やはり津波対策もしなくていいのですかということを行っているんです。このままでいいのですかと。せっかくお金かけるのに、それはどうなのかなと思ったから聞いたのですけれども。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 大変申し訳ございません。

この地域、おおむね浸水域10メートルクラスになります。ちょっと、この設備だとその対策の仕様がこの場所ではできないということもありますので、ボイラー自体は、ボイラーの建屋、ボイラーを入れる建屋、自体は津波対策ということにはなっておりません。併設して建てておりますので、この位置での浸水域10メートルという津波対策は、このボイラーではちょっとできない状況でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 ただせっかく、どこかに持っていかと言っているわけではないのですけれども、この木質バイオマスのものをつくるのであるから、何かあったときにも使えるようなことを考えて使ったらどうなのかなと、私は単純に思ったのです。10メートルも来たら上から下まで入ってしまうのかもしれないのですけれども、お金がもったいないなと、単純に思ったものですから聞いたのです。対策必要かなと思ったものですから。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 木質バイオマスボイラーの性質上、高い地域に、例えばこの場所ではなくて、高台につくって持っていくとなると、かなりのロスが生じます。そういうことができないものであるのと、10メートル以上の建築物をつくるとなると、ものすごい事業費にもなりますので、その部分については正直考えられなかったというのが現状でございます。単なる、二酸化炭素の排出抑制のために、化石燃料から木質バイオマスという形を取ったところでございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 今回、上程いたしました説明資料の中に、漢字が間違っておりましたので訂正させていただきます。

22ページの議案第51号説明資料の右上の方に、東屋と書いてありますが、漢字が間違っておりました。漢字の四にこざとへんの阿で四阿屋ということで、訂正をさせていただきます。

本当に申し訳ございません。今後、このようなことがないことに努めていきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（大野議員） 皆さん、分かりましたか。22ページです。この四角いところに、便所と右側に東屋とあるところです。その漢字が間違っているので、訂正をお願いします。皆さん、分かりましたか。

このほか、質疑ございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は現案のとおり決するに、ご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

環境林務課より、字句の訂正の申し出がありましたので、これを許したいと思いません。

環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 大変申し訳ございません。

52号の説明資料、27ページ、51号同様、四阿屋の表記が東の屋ということで、漢字の四にこごとへんの阿で、四阿屋ということで訂正をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（大野議員） よろしいですか。52号に入ります。

日程第8、議案第52号「工事受入契約の締結について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） ただいま上程にいただきました、議案第52号「工事受入契約の締結について」、議案内容をご説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

議案第52号、工事受入契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事受入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

厚岸町温水プールへの木質バイマスボイラーの設置につきましては、さきの議案第51号でご説明させていただいたとおり、二酸化炭素の排出量を削減し、ゼロカーボン・脱

炭素社会の実現を目指すため実施するものでございます。

温水プール横へ新設する木質バイオマス施設へ、木質バイオマスボイラー2台を設置して、プールの加温、屋内の暖房、全てを賄おうとするものでございます。

契約の内容についてご説明申し上げます。

1、工事名、厚岸町温水プール木質バイオマス施設建設工事（機械設備）。

2、工事場所、厚岸町湾月1丁目1番地。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7者の参加によるものでございます。

4、請負金額、1億5,400万円であります。

5、請負契約者は、総合・共立経常建設共同企業体、代表者は、釧路市入江町7番27号、総合設備株式会社。構成員は、釧路市松浦町11番3号、株式会社共立であります。

26ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要でございますが、301キロワットの木質バイオマスボイラー2台、蓄熱槽2台、熱交換機、温水循環ポンプ、密閉型膨張タンク、各設備一式でございます。

2、工期、着手は令和6年7月1日、完成を令和7年3月14日までとしております。

参考図面として、配置図、平面図、立面図及び断面図は、別紙説明資料のとおりであります。

27ページの配置図をご覧ください。

この工事につきましては、新設の木質バイオマス施設に、木質バイオマスボイラー2台、蓄熱槽2台、温水循環ポンプ、密閉型膨張タンクを設置するとともに、温水プール2階機械室の熱交換機を交換するものでございます。

温水プールと木質バイオマス施設の間には、管を埋設し、温水プールから給水管で水道水を引き込み、木質バイオマス施設内で温め、温水管で温水プールへお湯を送り返します。

28ページの平面図をご覧ください。

図面右側チップ投入室で、トラックの荷台から投入されたチップは、スクリーンで自動的に図面中央サイロ室へ収納されます。

図面左側機械室には、301キロワットの木質バイオマスボイラー2台を設置し、負荷に合わせた台数制ごにより、エネルギー効率を高める構造となっております。

当ボイラーは設定によりほぼ自動で稼働し、運転状況に応じてサイロ室からチップが自動供給されるものでございます。

29ページには、議案第51号と同じ立面図及び断面図を添付しておりますので、参考と願います。

また、別途お手元に参考資料といたしまして、5月23日に施行しました指名競争入札結果を配布させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

5番、音喜多議員。

- 音喜多議員 今の説明では、ほぼ全自動ということですが、今回これ、ボイラー資格はいらぬという考え方でいいですか。

それと、こういう機械設備ですから、ほかに同じような設備を持った自治体があるのかどうなのか。そういうところがあれば、お互いに連携し合いながら長持ちさせて使えるかなと思うのですが。

それと、機械ですので、部品のメンテナンス問題、これは何年保証という、そういうお話になっていますか。この2点についてお伺いします。

- 議長（大野議員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 3点ございました。

まず、資格でございます。木質バイオスボイラーにつきましては、資格は不要でございますので、資格なしでも運転できるとなっております。

また、プール、ほかの自治体の部分ということでもあります。プールでいえば、美瑛町もこの木質バイオスボイラーを使っております。さらに、重油ボイラーの代わりに、施設での木質バイオスボイラーというのは、道内には多々ございます。ただ、公共施設としては、釧路、根室管内では初の厚岸町では導入するということになっておりますので、ほかの町村もかなり興味を湧いて、工事の間からも視察に行きたいという町村もございますので、その意味ではモデルケースになるかなと思っております。

それから、メンテナンスの保証につきましては、まず、今ちょっと確認しておりますので、少々お待ちください。

- 議長（大野議員） 休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時09分再開

- 議長（大野議員） 再開いたします。

環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 時間を取らせて申し訳ございません。

メンテナンス、機械等の保証期間については、ボイラーを含めて1年となっておりますのでございます。

ボイラーの耐用年数につきましては15年ですが、保証については1年となっておりますのでございます。

- 議長（大野議員） よろしいですか。
ほかございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は現案のとおり決するにご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
- 議長（大野議員） 日程第9、議案第53号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第53号「工事請負契約の締結について」、提案内容をご説明申し上げます。
議案書30ページをお開き願います。
議案第53号、工事請負契約の締結についてでございます。
次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
床潭末広間道路は、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また、地域住民の生活道路としてなくてはならない重要な幹線道路であります。急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状態であり、これらの危険箇所を解消するため、平成20年度から改良舗装工事や地滑り対策工事の事業を継続しております。
今年度は、4箇所の改良舗装工事を行うものであります。
契約の内容であります。1として、工事名は、床潭末広間道路改良舗装工事。
2として、工事場所は、厚岸町床潭、末広。
3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め7者の参加によるものです。
4として、請負金額、金9,570万円。
5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。
31ページをお開き願います。

参考としまして、1、工事概要ですが、道路改良舗装工、延長が382.57メートル、幅員が6.5メートル、表層（再生密粒度ギャップアスコン）、厚さが3センチメートル、表層（再生細粒度アスコン）、厚さが3センチメートル、基層（再生粗粒度アスコン）、厚さが4センチメートル、上層路盤（再生アスファルト安定処理）、厚さが5センチメートル、下層路盤（再生コンクリート骨材）、0から40ミリメートル、厚さが15センチメートル、凍上抑制層（砂）、厚さが55センチメートルであります。

2、工期ですが、着手は、契約締結日の翌日、完成は令和7年2月20日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、土木定規図は、別紙説明資料のとおりです。32ページをご覧ください。

位置図でございます。

今回の施工位置ですが、図面中央下、床潭末広地区を黒丸で示した部分となります。33ページをお開きください。

図面左の平面図をご覧ください。

左が床潭地区、右が末広地区となっております。今年度施工する4箇所のうち、3箇所を平面図に旗上げしており、3箇所の詳細につきましては、床潭地区側を起点として、S P 0.00からS P 8.50の延長8.5メートル、S P 47.34からS P 201.94の延長154.6メートル、S P 362.00からS P 398.36の延長33.36メートルの3箇所で、図面右側の土木定規図に表記した凍上抑制層と下層路盤までの改良を行い、本年度は、砂利仕上げでの内容であります。

先ほど、延長33.36を36.36の訂正をお願いいたします。

34ページをお開きください。

図面左の平面図をご覧ください。

先ほどと同様、左側が床潭地区、右側が末広地区となっております。今年度施工する4箇所うちの1箇所を平面図に旗上げしており、太線で囲った部分が施工箇所となります。

詳細につきましては、S P 1736.89からS P 1920.00の延長183.11メートルの改良補装を行います。

図面右側の土木定規図に表記した車道部分については、凍上抑制層から表層まで行う内容で、歩道部分については、令和4年度に下層路盤及び凍上抑制層が施工済みとなっておりますので、表層を施工する工事の内容となっております。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、5月23日に執行しました指名競争入札結果を配布させていただいておりますので、ご参照を願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 日程第10、議案第54号「町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、議案第54号「町税条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案内容と改正内容をご説明申し上げます。

議案書35ページをお開きください。

令和6年度の税制改正について、国は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等を、令和6年3月30日に交付し、原則として4月1日から施行しました。

この法律の施行に伴い、令和6年度の町税の課税事務の施行上、令和6年4月1日から施行しなければならない部分につきましては、さきの第2回臨時会において、町税条例の一部を改正する条例として専決処分により報告し、ご承認いただいているところでございますが、それ以外の、令和6年度の税制改正により、令和7年4月1日以降に施行されるもので、町税条例の改正が必要な部分について本定例会に提出するもので、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定中、引用している条項番号の変更及び、附則中、公益法人等に係る町民税の課税の特例規定を削る改正を行うものと、併せて字句の整理をするものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配布の議案第54号説明資料の新旧対象表により行わせていただきます。

それでは、議案第54号説明資料の新旧対象表をご覧ください。

1ページ、第41条から第43条の3までの共通見出しとなる第41条の前の見出しの改正は、字句の改正であります。

固定資産税の非課税の適用を受ける場合の申告について定めている第42条は、市立学校法の改正に伴い、地方税法中引用している市立専修学校等に関する条項番号が変更されたため、これと同様の改正をするもので、規定の内容に変更はありません。

1ページから2ページにわたり、公益法人等に係る町民税の課税の特例について規定している附則第4条の2を削る改正は、みなし譲渡所得課税の対象として、国税庁長官

の承認を受けた公益法人等が当該承認を取り消された場合に、当該公益法人に対し、贈与または遺贈を受けた財産に係る譲渡所得等に、金額については、所得税と同様に個人住民税所得割を課する対象に含まれることとなりますが、この課税対象に公益申託の受託者を追加する特例措置について、地方税法の改正に伴い、単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものであることから、規定を削るものであります。

議案書にお戻りいただき、35ページをお開き願います。

附則であります。

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める日から施行するものとするもので、第1号の41条の前の見出しの改正規定は交付の日から、第2号の42条の改正規定は令和7年4月1日から、第3号の附則4条の2を削る改正規定は、公益申託に関する法律の施行の日の属する年の、翌年の1月1日からとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第54号の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 令和6年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時44分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

●議長（大野議員） 日程第11、議案第44号「令和6年度厚岸町一般会計補正予算」、議案第45号「令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算」、以上2件を再び一括議題といたします。

本2件の審査については、令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。

2番、室崎委員長。

- 室崎委員長 令和6年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第44号「令和6年度厚岸町一般会計補正予算」、ほか1件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 初めに、議案第44号「令和6年度厚岸町一般会計補正予算」についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 次に、議案第45号「令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算」についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 日程第12、意見書案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（佐藤係長） 意見書案第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和6年6月12日。

提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。

賛成者、厚岸町議会議員、佐藤淳一。

同じく、室崎正之。

同じく、杉田尚美。

同じく、堀守。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において厚岸町と北海道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

厚岸町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリンラーチなどの優良種苗の安定供給 ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、大野利春。

送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

●議長（大野議員） 提出者であります 竹田議員に提案理由を求めます。

●竹田議員 ただいま朗読をしていただいたとおりであります、加えて説明と意見書の一部を詳しく申し上げたいと思います。

クリーンラーチとあるのは グイマツとカラマツの優れた特質を生かした材質ということであります。また、3番の森林環境譲与税、これらについては、厚岸町で課税対象が今、4,200人、掛ける、1人当たり1,000円なので、出費については町全体で毎年420万ほど出資することにはなりません。全国171市町村で、これらの金額、お金を集め、人口割り、森林の面積によって各市町村に配分されるようになっております。

ちなみに、令和2年から始まったこの施策に厚岸町に入っている補助金は1,530万6,000、令和5年については1,715万8,000円、今年度の予定では2,288万8,000円となっております

これらについて、森林環境譲与税が入ることによって 森林の整備がなされるわけです。これについても、この森林環境譲与税が町に多く入ることによって森林整備ができるのであれば もっともっとその譲与税が厚岸町に入るように、配分されるように求めるという意味も相まっております。

議員各位の賛同をぜひよろしくお願い申し上げます。

以上です。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

(なし)

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（大野議員） 日程第13「各委員会閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続審査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

- 議長（大野議員） 日程第14「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により、派遣することに決定いたしました。

- 議長（大野議員） お諮りいたします。

本定例会に附議された議案の審議は全部終了しました。

したがって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和6年度厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後2時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年6月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員